

令和 2 年 6 月 18 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

行政区再編協議【行程 2】区のあり方について

◆配付資料◆

・ 要求資料

- 資料 1-①②：行政組織の様々なあり方と本庁と区役所や専門組織との組織のあり方
- 資料 2：正規職員数の政令市比較
- 資料 3：区役所に係る組織改正の検証について
- 資料 4-①：普通会計決算における歳入・歳出（性質的分類）の年度比較
- 資料 4-②：普通会計決算における歳入・歳出（性質的分類）の政令市比較
- 資料 4-③：財政指標の政令市比較（財政力指数、経常収支比率、市債残高、将来負担比率等）
- 資料 6-①②：浜松市の市民サービスの提供体制について
- 資料 7：広報はままつ 2017 年 9 月号 時点修正
- 資料 8：R2.4.1 所属別職員数、浜松市組織図、浜松市事務分掌規則、浜松市区役所事務分掌規則

行政組織の様々なあり方と本庁と区役所や専門組織との組織のあり方

組織	設置根拠法令			分掌
	地方自治法	市条例	市規則	
第2種協働センター	-	-	浜松市区役所事務分掌 規則第3条第2項	窓口サービス（戸籍・住民基本台帳関係の届出・証明交付、印鑑登録、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金等に係る届出等）、地域づくり、生涯学習事業の企画運営
第1種協働センター	-	-	浜松市区役所事務分掌 規則第3条第1項	<p>【舞阪】 窓口サービス（戸籍・住民基本台帳関係の届出・証明交付、印鑑登録、介護保険・国民健康保険等に係る届出等）、地域づくり、生涯学習推進、防災、地域振興事業等</p> <p>【引佐、三ヶ日】 ※舞阪協働センターの分掌に以下を追加 福祉に係る申請等の受付、介護保険・国民健康保険等に係る相談、臨時運行許可、農林水産業に係る申請等の受付、林道の簡易な維持補修（引佐のみ）等</p> <p>【春野、佐久間、水窪、龍山】 ※引佐・三ヶ日協働センターの分掌に以下を追加 福祉に係る相談、狂犬病予防、環境政策の初期対応、商工業振興の受付・相談、観光、農林水産業に係る相談、林道の簡易な維持補修、公共交通、市営住宅の相談、交通安全対策 等</p>
行政センター	-	-	-	-

※協働センターの「公の施設」としての位置付けは浜松市協働センター条例に規定

組織	設置根拠法令			分掌
	地方自治法	市条例	市規則	
地域自治センター ※平成19年4月1日現在	地方自治法 第202条の4	浜松市区及び地域自治 区の設置等に関する条 例第17条	-	<p>【浜松西、浜松北】 地域協議会、地域自治振興、地域の単位自治会</p> <p>【雄踏、細江、天竜】 ※浜松西・浜松北地域自治センターの分掌に以下を追加 生涯学習、文化・スポーツ振興、商工業振興の受 付・相談、農林水産業振興の受付・相談等</p> <p>【舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍 山】 ※雄踏・細江・天竜地域自治センターの分掌に以下を追 加 住居表示、税務相談、防災、戸籍、住民基本台帳、 印鑑登録その他市民窓口業務、福祉の相談・事業の 実施、介護保険・国民健康保険等の相談・申請の受 付、生活衛生の相談・受付、環境政策の初期対応、 臨時運行許可、観光振興、林道の簡易な維持補修 (引佐、春野、佐久間、水窪、龍山のみ)、道路の 簡易な維持補修(春野、佐久間、水窪、龍山の み)、市営住宅の相談 等</p>
区(区役所)	地方自治法 第252条の20	浜松市区及び区協議会 の設置等に関する条例 第3条	-	区役所の総括、防災、財産管理、地域振興事業、自 治会総括、住居表示、統計、生涯学習、スポーツ振 興、地域の環境事務、商工業振興の受付・相談、戸 籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、 地域福祉、児童福祉、生活保護、障害者福祉、介護 保険、高齢者福祉、国民健康保険、国民年金、地域 保健 等
総合区	地方自治法 第252条の20の2	-	-	-
区協議会	地方自治法 第252条の20	浜松市区及び区協議会 の設置等に関する条例	-	市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必 要と認めるものについて、審議し、市長その他の市 の機関に意見を述べる
附属機関 (任意の区協議会)	地方自治法 第138条の4	条例	-	自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その 他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
小規模多機能自治	-	-	-	-

令和2年6月18日
総務部人事課

正規職員数の政令市比較

平成29年度

指定都市名	住基人口 (H29.1.1)	総職員数 (H29.4.1)	人口1万 当たり 職員数
相模原市	716,981	7,614	106.20
福岡市	1,514,924	16,139	106.53
さいたま市	1,281,414	13,766	107.43
浜松市	807,893	8,897	110.13
堺市	844,030	9,323	110.46
札幌市	1,947,494	22,490	115.48
横浜市	3,735,843	43,520	116.49
岡山市	708,652	8,433	119.00
千葉市	965,607	11,685	121.01
広島市	1,193,857	14,571	122.05
静岡市	709,041	8,775	123.76
川崎市	1,474,167	18,834	127.76
北九州市	966,628	12,743	131.83
熊本市	733,844	9,721	132.47
仙台市	1,058,517	14,201	134.16
神戸市	1,546,255	21,192	137.05
京都市	1,418,340	19,693	138.85
新潟市	800,112	11,321	141.49
名古屋市	2,279,194	34,887	153.07
大阪市	2,691,425	41,665	154.81
合計	27,394,218	349,470	127.57

令和元年度

指定都市名	住基人口 (H31.1.1)	総職員数 (H31.4.1)	人口1万 当たり 職員数
相模原市	718,367	7,604	105.85
福岡市	1,540,923	16,473	106.90
浜松市	804,780	8,826	109.67
さいたま市	1,302,256	14,367	110.32
堺市	837,773	9,365	111.78
札幌市	1,955,457	22,483	114.98
横浜市	3,745,796	43,793	116.91
千葉市	970,049	11,560	119.17
岡山市	709,241	8,468	119.40
広島市	1,196,138	14,591	121.98
北九州市	955,935	11,800	123.44
静岡市	702,395	8,771	124.87
川崎市	1,500,460	18,850	125.63
大阪市	2,714,484	34,591	127.43
熊本市	734,105	9,764	133.01
仙台市	1,062,585	14,465	136.13
神戸市	1,538,025	21,185	137.74
京都市	1,412,570	19,487	137.95
新潟市	792,868	11,236	141.71
名古屋市	2,294,362	35,077	152.88
合計	27,488,569	342,756	124.69

※人口1万人当たり職員数の少ない都市から順に並び替え

参照：総務省定員管理調査

区役所に係る組織改正の検証について

1 組織改正の目的

- ア 組織の簡素化 ← 課の統廃合、組織のフラット化
 - イ 事務の効率化
 - ウ 組織の機能強化（職員の専門性の向上）
 - エ 市民サービスの向上 ← 新たな行政需要への対応
- } ← 本庁と区役所の役割分担の見直し
- ↓

【本庁と区役所の役割分担の見直しに係る考え方】

- ①市民が直接関わらない事務事業や内部事務はできるだけ本庁へ集約
- ②専門職員に限られ、職員の分散による専門知識が低下している分野、育成が困難な分野や、集約化が効果的な業務は本庁へ集約
- ③市民に身近な行政サービスの提供は区役所で実施

2 組織改正の内容と効果

ア 組織数・職員数の変遷

年月	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.7	H24.4	H24.9	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
組織数	区分	部	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課
	中区	2	8	9	9	7	7	7	6	6	7	7	7	7	7
	東区	2	7	7	8	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5
	西区	2	10	9	9	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	南区	2	7	7	7	7	7	6	5	5	5	5	5	5	5
	北区	3	10	9	9	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	浜北区	3	10	9	9	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	天竜区	3	11	10	10	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	地域自治センター		26	20	17	17	17	7	7	7	7	7	7	7	7
	計	17	89	80	78	66	66	54	47	47	48	48	48	48	48
職員数	1,608	1,509	1,472	1,374	1,231	1,156	1,062	1,047	1,022	1,019	1,008	993	994	981	958

※地域自治センターは、平成24年4月以降は第一種協働センターの数を記載

イ 組織改正の内容と人員削減効果

①組織の統廃合、フラット化

年度	内容	削減人数
H20	保健衛生課と健康増進課の統合(西・北・浜北・天竜区)	△ 4
	地域自治センター地域生活課と地域福祉課の統合(天竜区)	△ 4

年度	内容	削減人数
	区役所部長職の廃止	△ 9
	雄踏・細江地域自治センター職員の兼務(区振興課へ)	△ 2
H21	地域自治センター地域生活課と地域福祉課の統合(西・北区)	△ 3
	総務企画課・区振興課・まちづくり課の3課を2課に再編(南区)	△ 2
H22	総務企画課・区振興課・まちづくり課の3課を2課に再編(南区以外)	△ 18
	社会福祉課とこども家庭課を統合(中区)	△ 3
	長寿支援課と保険年金課を統合(中区)	△ 3
H24	区振興課・区民生活課・まちづくり推進課の3課を2課に再編(東・南区)	△ 4
	地域自治センターの協働センター化	△ 44
計		△ 93

A

②本庁と区役所の事務分担の見直し

【区役所→本庁】

年度	内容	区削減人数	本庁増加人数	集約効果人工
H20	土木事務(小規模修繕以外の工事を本庁へ集約)	△ 26	25	△ 1
	シティマラソン、市民オペラ開催事業の移管(中区)	△ 2	2	0
	国保年金収納管理業務の移管(中区)	△ 1	1	0
	介護・障害関係事務(認定調査会事務局等)	△ 7	6	△ 1
H21	保健所業務(西・北・浜北・天竜区保健衛生課業務の集約)	△ 31	26	△ 5
	会計審査事務の移管(浜北区)	△ 1	0	△ 1
	消防団業務(西区・北区)	△ 5	3	△ 2
H22	中区補助執行業務(社会福祉部所管業務)	△ 32	32	0
	中区補助執行業務(こども家庭部所管業務)	△ 7	7	0
	斎場業務の移管(中区)	△ 3	3	0
	産業業務(商工・農林事務) (a)	△ 66	51	△ 15
	市営住宅業務(中区・北区・浜北区) (b)	△ 13	13	0
H23	戸籍住民業務の移管(H22.7)	△ 4	4	0
	本庁税務職員が中区税務課職員を兼務(H22.8)	△ 43	41	△ 2
	住居表示業務移管	△ 1	1	0
H24	土木事務(区役所の全ての土木事務を集約)(H23.7) (c)	△ 84	84	0
	環境保全業務	△ 8	7	△ 1
	区版広報廃止に伴う広報業務	△ 7	1	△ 6
H25	税務事務 (H24.9) (d)	△ 93	78	△ 15
	区役所人事業務	△ 7	1	△ 6
	龍山消防団業務の移管(天竜区)	△ 1	1	0
H26	区会計審査事務	△ 10	8	△ 2

	中山間地域振興業務の移管(天竜区)	△ 3	3	0
R2	保育所入所業務の移管	△10	10	0
計		△ 465	408	△ 57

B

※本庁への業務集約に伴い、市民サービスの低下を招かないための配慮

①本庁からの距離を考慮し、区役所等に第1種・第2種事業所又はグループを設置

- ・ (a) 北区に「北部農業事務所」、天竜区に「天竜森林事業所」を設置
- ・ (b) 住宅課の第2種事業所として北区に「北住宅管理事務所」、浜北区に「浜北天竜住宅管理事務所」を設置
- ・ (c) 各区役所に土木管理や土木工事に係るグループを設置
- ・ (d) 北区・天竜区に資産税課のグループを設置

②各種申請の受付や相談等は引き続き区役所の他課等で実施

- ・ (a) 商工業、農林業関係の書類の申請、相談等
- ・ (d) 税の申告書の受付、証明書の発行 等

【本庁→区役所】

年度	内容	区役所増 加人数	本庁削 減人数	効果人 数
H21	東区・南区健康づくり課の新設	37	△ 33	4
H22	中区健康づくり課の新設	26	△ 22	4
H25	精神保健業務の移管(浜北支所→浜北区健康づくり課)	1	△ 1	0
計		64	△ 56	8

C

③新たな行政需要への対応

年度	内容	区役所増 加人数
H20	中区こども家庭課の新設	3
H27	中区生活福祉課の新設	0
計		3

D

職員削減効果

$$A + B + C + D = \Delta 139$$

ウ 区役所の満足度調査結果

平成21年10月と平成24年1月に実施した、区協議会委員を対象とした「区役所の現状」に係るアンケート調査の結果、「利便性」や平成22年、23年で組織改正を行った分野の業務内容の「満足度」における評価はほぼ横ばいであることから、組織の統廃合や本庁への集約に伴い、市民サービスの提供体制には大きな影響を与えていないと考えられる。

なお、経年比較はできないが、平成26年に実施した、区役所利用者を対象としたアンケート調査の結果、「提供するサービスの内容」についての満足度の平均が4.1と概ね高い評価を得ている。

◎区協議会委員を対象としたアンケート調査結果（抜粋）

【区役所の利便性】 <5段階評価の平均：5（向上した）～ 1（低下した）>

評価項目	年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	全区
利便性	H23	3.00	4.40	3.50	3.71	3.18	3.18	3.15	3.35
	H21	3.06	3.87	3.93	3.85	3.20	2.87	2.83	3.37

【業務の満足度】 <5段階評価の平均：5（向上した）～ 1（低下した）>

評価項目	年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	全区
防災対策	H23	2.91	4.00	2.54	3.07	2.91	2.94	2.83	2.94
	H21	3.15	3.00	3.19	3.23	2.83	3.07	2.82	3.05
広聴、 自治会	H23	3.14	4.67	3.62	3.88	3.27	3.21	3.00	3.43
	H21	3.33	3.80	3.80	4.00	3.07	3.40	2.92	3.50
生涯学習	H23	3.27	4.67	3.92	3.33	3.13	3.00	2.71	3.29
	H21	3.27	3.87	3.13	3.31	2.69	2.75	2.50	3.10
産業振興	H23	2.50	3.67	3.40	2.38	2.67	2.61	2.62	2.74
	H21	2.67	3.64	3.00	2.29	2.79	2.63	2.42	2.78
農林 水産業	H23	2.83	3.00	3.20	2.23	2.64	2.71	2.54	2.68
	H21	2.83	3.23	2.75	2.36	2.92	2.71	2.50	2.75
税金	H23	2.78	4.00	3.08	3.31	2.87	2.94	2.64	3.00
	H21	3.00	3.38	3.27	3.36	3.21	2.86	2.92	3.15
戸籍・ 住民票	H23	3.54	4.83	4.00	3.94	3.60	3.42	3.36	3.71
	H21	3.63	4.13	3.80	3.87	3.43	3.75	3.17	3.70
社会福祉	H23	2.83	4.00	3.58	3.27	3.21	3.11	3.15	3.24
	H21	3.33	3.85	3.40	3.27	3.00	2.94	2.67	3.21
国保・ 年金	H23	3.00	4.50	3.17	3.19	3.21	2.95	3.14	3.20
	H21	3.27	3.54	3.33	3.38	3.38	3.00	3.08	3.28
地域保健	H23	2.89	3.67	3.18	3.33	3.17	3.12	3.31	3.21
	H21	3.31	3.31	3.14	3.38	3.42	2.92	2.91	3.20
都市計画	H23	2.63	3.20	2.90	2.64	2.46	2.89	2.64	2.74
	H21	2.77	2.90	3.09	2.86	2.90	2.82	2.70	2.86

◎区役所利用者アンケート調査結果（抜粋） <5段階評価の平均：5（満足）～ 1（不満）>

評価項目	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	全区
提供するサービスの内容	4.2	4.3	4.2	4.1	3.8	3.9	4.0	4.1

令和元年度浜松市の財政のすがた【資料編】

資料4-①

・普通会計決算における歳入・歳出（性質的分類）の年度比較

2 普通会計決算の状況

歳入

区 分	H25		H26		H27	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 地方税	126,978,628	44.00	131,317,236	45.91	129,150,348	43.20
2 地方譲与税	3,615,237	1.25	3,414,997	1.19	3,602,134	1.20
3 利子割交付金	287,928	0.10	258,888	0.09	239,326	0.08
4 配当割交付金	470,693	0.16	873,382	0.31	672,412	0.22
5 株式等譲渡所得割交付金	822,278	0.28	538,517	0.19	713,594	0.24
6 分離課税所得割交付金	-	-	-	-	-	-
7 道府県民税所得割臨時交付金	-	-	-	-	-	-
8 地方消費税交付金	8,129,849	2.82	9,856,288	3.45	16,158,516	5.40
9 ゴルフ場利用税交付金	96,004	0.03	94,250	0.03	96,094	0.03
10 軽油引取税・自動車取得税交付金	6,361,878	2.20	5,743,274	2.01	6,360,679	2.13
11 地方特例交付金	547,558	0.19	537,442	0.19	545,791	0.18
12 地方交付税	22,096,630	7.66	22,019,902	7.70	21,505,117	7.19
13 交通安全対策特別交付金	479,986	0.17	430,053	0.15	471,759	0.16
14 分担金負担金	3,325,468	1.15	2,945,694	1.03	2,567,371	0.86
15 使用料	3,982,912	1.38	3,898,937	1.36	3,554,251	1.19
16 手数料	1,805,455	0.63	1,795,494	0.63	1,788,610	0.60
17 国庫支出金	41,463,713	14.37	41,191,648	14.40	41,642,896	13.93
18 国有提供交付金	320,100	0.11	319,609	0.11	319,787	0.11
19 県支出金	14,116,223	4.89	12,345,502	4.32	15,705,599	5.25
20 財産収入	2,503,686	0.87	827,574	0.29	845,902	0.28
21 寄附金	603,359	0.21	1,376,263	0.48	509,447	0.17
22 繰入金	1,169,406	0.41	2,452,797	0.86	9,094,107	3.04
23 繰越金	9,476,410	3.28	8,421,934	2.94	10,374,677	3.47
24 諸収入	6,585,504	2.28	6,118,610	2.14	6,131,300	2.05
25 地方債	33,339,800	11.55	29,233,600	10.22	26,922,400	9.00
合 計	288,578,705	100.00	286,011,891	100.00	298,972,117	100.00

歳出

区 分	H25		H26		H27	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 義務的経費	138,689,529	49.51	144,259,864	52.34	143,475,867	49.91
(1) 人件費	44,093,495	15.74	44,888,798	16.29	43,882,769	15.27
(2) 扶助費	56,742,203	20.25	60,482,398	21.94	61,797,324	21.50
(3) 公債費	37,853,831	13.51	38,888,668	14.11	37,795,774	13.15
2 投資的経費	45,144,640	16.11	39,897,419	14.48	49,667,720	17.28
(1) 普通建設事業費	44,188,302	15.77	38,380,837	13.93	48,257,634	16.79
(うち補助事業費)	(20,425,241)	(7.29)	(17,282,655)	(6.27)	(17,705,492)	(6.16)
(うち単独事業費)	(21,435,606)	(7.65)	(18,273,403)	(6.63)	(27,954,974)	(9.73)
(2) 災害復旧事業費	956,338	0.34	1,516,582	0.55	1,410,086	0.49
3 その他経費	96,318,279	34.38	91,460,835	33.18	94,302,865	32.81
(1) 物件費	36,275,392	12.95	37,882,089	13.74	38,455,704	13.38
(2) 繰出金	22,260,991	7.95	21,671,567	7.86	23,147,742	8.05
(3) 補助費等	21,186,646	7.56	18,046,277	6.55	19,603,826	6.82
(4) 積立金	8,924,435	3.19	5,826,434	2.11	4,423,656	1.54
(5) 維持補修費	5,698,558	2.03	6,880,207	2.50	7,539,160	2.62
(6) 投資・出資・貸付	1,972,257	0.70	1,154,261	0.42	1,132,777	0.39
合 計	280,152,448	100.00	275,618,118	100.00	287,446,452	100.00

(単位：千円、%)

H28		H29 (A)		H30 (B)		増減 (B-A)	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸び率
129,851,562	42.68	131,831,034	39.11	149,343,747	44.07	17,512,713	13.28
3,524,968	1.16	3,509,133	1.04	3,536,899	1.04	27,766	0.79
139,316	0.05	237,209	0.07	243,139	0.07	5,930	2.50
416,126	0.14	593,196	0.18	463,702	0.14	△ 129,494	△ 21.83
317,015	0.10	696,381	0.21	464,107	0.14	△ 232,274	△ 33.35
-	-	153,948	0.05	133,051	0.04	△ 20,897	△ 13.57
-	-	14,944,461	4.43	1,929,308	0.57	△ 13,015,153	△ 87.09
14,584,070	4.79	15,281,017	4.53	15,756,199	4.65	475,182	3.11
95,651	0.03	92,178	0.03	86,018	0.03	△ 6,160	△ 6.68
6,426,696	2.11	7,060,159	2.09	7,252,332	2.14	192,173	2.72
566,388	0.19	804,396	0.24	926,224	0.27	121,828	15.15
21,104,641	6.94	22,456,429	6.66	22,771,817	6.72	315,388	1.40
465,853	0.15	455,193	0.14	425,483	0.13	△ 29,710	△ 6.53
2,509,934	0.82	1,936,742	0.57	1,790,231	0.53	△ 146,511	△ 7.56
3,583,162	1.18	3,509,768	1.04	3,403,986	1.00	△ 105,782	△ 3.01
1,829,435	0.60	1,832,321	0.54	1,827,115	0.54	△ 5,206	△ 0.28
46,467,281	15.27	53,838,202	15.97	52,048,128	15.36	△ 1,790,074	△ 3.32
335,815	0.11	330,307	0.10	327,665	0.10	△ 2,642	△ 0.80
16,315,751	5.36	15,846,867	4.70	17,399,850	5.13	1,552,983	9.80
882,592	0.29	2,052,227	0.61	4,518,037	1.33	2,465,810	120.15
1,156,353	0.38	1,074,036	0.32	1,039,530	0.31	△ 34,506	△ 3.21
7,241,411	2.38	5,488,371	1.63	4,820,026	1.42	△ 668,345	△ 12.18
11,518,679	3.79	9,194,988	2.73	8,370,183	2.47	△ 824,805	△ 8.97
6,181,755	2.03	6,515,549	1.93	6,689,054	1.97	173,505	2.66
28,721,400	9.44	37,356,700	11.08	33,305,300	9.83	△ 4,051,400	△ 10.85
304,235,854	100.00	337,090,812	100.00	338,871,131	100.00	1,780,319	0.53

H28		H29 (A)		H30 (B)		増減 (B-A)	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸び率
146,616,599	49.70	183,266,720	55.75	183,196,135	55.74	△ 70,585	△ 0.04
43,255,475	14.66	78,036,597	23.74	77,948,609	23.72	△ 87,988	△ 0.11
65,620,217	22.24	67,388,813	20.50	67,652,840	20.59	264,027	0.39
37,740,907	12.79	37,841,310	11.51	37,594,686	11.44	△ 246,624	△ 0.65
52,803,137	17.90	45,131,086	13.73	45,222,991	13.76	91,905	0.20
52,110,115	17.66	44,083,903	13.41	42,244,181	12.85	△ 1,839,722	△ 4.17
(21,653,744)	(7.34)	(18,242,156)	(5.55)	(17,238,378)	(5.25)	(△1,003,778)	(△5.50)
(27,680,895)	(9.38)	(23,507,350)	(7.15)	(21,083,006)	(6.42)	(△2,424,344)	(△10.31)
693,022	0.23	1,047,183	0.32	2,978,810	0.91	1,931,627	184.46
95,606,011	32.41	100,315,489	30.52	100,227,393	30.50	△ 88,096	△ 0.09
40,366,523	13.68	38,690,794	11.77	39,251,456	11.94	560,662	1.45
23,506,503	7.97	23,565,443	7.17	24,047,360	7.32	481,917	2.05
18,690,308	6.34	18,393,337	5.60	19,001,795	5.78	608,458	3.31
4,073,747	1.38	9,722,298	2.96	9,173,229	2.79	△ 549,069	△ 5.65
7,615,739	2.58	8,593,905	2.61	7,430,107	2.26	△ 1,163,798	△ 13.54
1,353,191	0.46	1,349,712	0.41	1,323,446	0.40	△ 26,266	△ 1.95
295,025,747	100.00	328,713,295	100.00	328,646,519	100.00	△ 66,776	△ 0.02

令和元年度浜松市の財政のすがた【資料編】

資料4-②

・普通会計決算における歳入・歳出（性質的分類）の政令市比較

3 普通会計決算の政令指定都市速報値

歳入

(単位：千円、%)

区分	浜松市		類似都市平均		政令指定都市平均	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 地方税	149,343,747	44.07	152,043,597	39.47	229,307,831	40.52
2 地方譲与税	3,536,899	1.04	2,645,735	0.69	3,395,097	0.60
3 利子割交付金	243,139	0.07	220,228	0.06	306,396	0.05
4 配当割交付金	463,702	0.14	529,835	0.14	810,644	0.14
5 株式等譲渡所得割交付金	464,107	0.14	462,013	0.12	681,478	0.12
6 分離課税所得割交付金	133,051	0.04	186,782	0.05	282,507	0.05
7 道府県民税所得割臨時交付金	1,929,308	0.57	2,019,472	0.52	2,813,084	0.50
8 地方消費税交付金	15,756,199	4.65	15,509,820	4.03	21,968,381	3.88
9 ゴルフ場利用税交付金	86,018	0.03	83,046	0.02	105,150	0.02
10 特別地方消費税交付金	-	0.00	-	0.00	-	0.00
11 軽油引取税・自動車取得税交付金	7,252,332	2.14	6,182,976	1.61	7,484,197	1.32
12 地方特例交付金	926,224	0.27	934,419	0.24	1,177,656	0.21
13 地方交付税	22,771,817	6.72	29,210,384	7.58	34,746,988	6.14
14 交通安全対策特別交付金	425,483	0.13	279,983	0.07	366,016	0.06
15 分担金負担金	1,790,231	0.53	2,939,951	0.76	4,778,799	0.84
16 使用料	3,403,986	1.00	4,640,670	1.20	10,624,402	1.88
17 手数料	1,827,115	0.54	2,400,939	0.62	3,826,469	0.68
18 国庫支出金	52,048,128	15.36	71,844,541	18.65	104,280,718	18.43
19 国有提供交付金	327,665	0.10	245,511	0.06	146,917	0.03
20 県支出金	17,399,850	5.13	20,229,512	5.25	26,529,233	4.69
21 財産収入	4,518,037	1.33	1,574,592	0.41	4,245,808	0.75
22 寄附金	1,039,530	0.31	418,209	0.11	502,272	0.09
23 繰入金	4,820,026	1.42	4,902,500	1.27	9,734,426	1.72
24 繰越金	8,370,183	2.47	7,009,339	1.82	7,084,136	1.25
25 諸収入	6,689,054	1.97	13,488,290	3.50	33,776,784	5.97
26 地方債	33,305,300	9.83	45,181,403	11.73	56,922,938	10.06
合計	338,871,131	100.00	385,183,747	100.00	565,898,325	100.00

歳出

区分	浜松市		類似都市平均		政令指定都市平均	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 義務的経費	183,196,135	55.74	216,104,357	57.44	321,111,755	57.61
(1) 人件費	77,948,609	23.72	85,728,444	22.79	119,031,369	21.35
(2) 扶助費	67,652,840	20.59	93,480,306	24.85	142,629,319	25.59
(3) 公債費	37,594,686	11.44	36,895,607	9.81	59,451,067	10.67
2 投資的経費	45,222,991	13.76	50,133,560	13.33	66,177,420	11.87
(1) 普通建設事業費	42,244,181	12.85	47,418,982	12.60	64,370,173	11.55
(うち補助事業費)	(17,238,378)	(5.25)	(22,907,516)	(6.09)	(28,718,526)	(5.15)
(うち単独事業費)	(21,083,006)	(6.75)	(22,985,128)	(6.11)	(33,574,826)	(6.02)
(2) 災害復旧事業費	2,978,810	0.91	2,714,577	0.72	1,807,247	0.32
3 その他経費	100,227,393	30.50	109,960,482	29.23	170,143,948	30.52
(1) 物件費	39,251,456	11.94	43,454,282	11.55	56,283,658	10.10
(2) 繰出金	24,047,360	7.32	26,614,499	7.07	37,902,605	6.80
(3) 補助費等	19,001,795	5.78	20,818,669	5.53	37,253,210	6.68
(4) 積立金	9,173,229	2.79	4,945,445	1.31	5,132,086	0.92
(5) 維持補修費	7,430,107	2.26	5,338,599	1.42	9,880,649	1.77
(6) 投資・出資・貸付	1,323,446	0.40	8,788,988	2.34	23,691,740	4.25
4 前年度繰上充用金	-	0.00	-	0.00	-	0.00
合計	328,646,519	100.00	376,198,399	100.00	557,433,123	100.00

※類似都市平均、政令指定都市平均は令和元年8月現在の速報値を単純平均したもの

4 普通会計決算の政令指定都市速報値（市民一人あたり）

歳入

（単位：円、％）

区分	浜松市		類似都市平均		政令指定都市平均	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 地方税	186,045	44.07	180,649	39.47	198,346	40.52
2 地方譲与税	4,406	1.04	3,143	0.69	2,937	0.60
3 利子割交付金	303	0.07	262	0.06	265	0.05
4 配当割交付金	578	0.14	630	0.14	701	0.14
5 株式等譲渡所得割交付金	578	0.14	549	0.12	589	0.12
6 分離課税所得割交付金	166	0.04	222	0.05	244	0.05
7 道府県民税所得割臨時交付金	2,403	0.57	2,399	0.52	2,433	0.50
8 地方消費税交付金	19,628	4.65	18,428	4.03	19,002	3.88
9 ゴルフ場利用税交付金	107	0.03	99	0.02	91	0.02
10 特別地方消費税交付金	-	0.00	-	0.00	-	0.00
11 軽油引取税・自動車取得税交付金	9,035	2.14	7,346	1.61	6,474	1.32
12 地方特例交付金	1,154	0.27	1,110	0.24	1,019	0.21
13 地方交付税	28,368	6.72	34,706	7.58	30,055	6.14
14 交通安全対策特別交付金	530	0.13	333	0.07	317	0.06
15 分担金負担金	2,230	0.53	3,493	0.76	4,134	0.84
16 使用料	4,241	1.00	5,514	1.20	9,190	1.88
17 手数料	2,276	0.54	2,853	0.62	3,310	0.68
18 国庫支出金	64,839	15.36	85,361	18.65	90,200	18.43
19 国有提供交付金	408	0.10	292	0.06	127	0.03
20 県支出金	21,676	5.13	24,035	5.25	22,947	4.69
21 財産収入	5,628	1.33	1,871	0.41	3,673	0.75
22 寄附金	1,295	0.31	497	0.11	434	0.09
23 繰入金	6,005	1.42	5,825	1.27	8,420	1.72
24 繰越金	10,427	2.47	8,328	1.82	6,128	1.25
25 諸収入	8,333	1.97	16,026	3.50	29,216	5.97
26 地方債	41,490	9.83	53,682	11.73	49,237	10.06
合計	422,149	100.00	457,651	100.00	489,488	100.00

歳出

区分	浜松市		類似都市平均		政令指定都市平均	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 義務的経費	228,217	55.74	256,762	57.44	277,754	57.61
(1) 人件費	97,105	23.72	101,857	22.79	102,959	21.35
(2) 扶助費	84,279	20.59	111,068	24.85	123,371	25.59
(3) 公債費	46,834	11.44	43,837	9.81	51,424	10.67
2 投資的経費	56,337	13.76	59,566	13.33	57,242	11.87
(1) 普通建設事業費	52,626	12.85	56,340	12.60	55,679	11.55
(うち補助事業費)	(21,475)	(5.25)	(27,217)	(6.09)	(24,841)	(5.15)
(うち単独事業費)	(26,264)	(6.42)	(27,310)	(6.11)	(29,041)	(6.02)
(2) 災害復旧事業費	3,711	0.91	3,225	0.72	1,563	0.32
3 その他経費	124,858	30.50	130,648	29.23	147,170	30.52
(1) 物件費	48,898	11.94	51,630	11.55	48,684	10.10
(2) 繰出金	29,957	7.32	31,622	7.07	32,785	6.80
(3) 補助費等	23,672	5.78	24,735	5.53	32,223	6.68
(4) 積立金	11,428	2.79	5,876	1.31	4,439	0.92
(5) 維持補修費	9,256	2.26	6,343	1.42	8,547	1.77
(6) 投資・出資・貸付	1,649	0.40	10,443	2.34	20,493	4.25
4 前年度繰上充用金	-	0.00	-	0.00	-	0.00
合計	409,412	100.00	446,976	100.00	482,166	100.00

※類似都市平均、政令指定都市平均は令和元年8月現在の速報値を平成30年度末人口の平均で割ったもの
 ※平成30年度末人口（浜松市：802,728人、類似都市平均：841,653人、政令指定都市平均：1,156,102人）

・ 財政指標の政令市比較（財政力指数、経常収支比率、市債残高、将来負担比率等）

5 財政指標の政令指定都市比較

・ 平成30年度決算

(単位：%)

区分	財政力指数	経常収支比率
浜松市	0.88	89.8 (100.5)
類似都市平均	0.83	94.2 (104.8)
政令指定都市平均	0.85	96.3 (105.8)

※類似都市平均、政令指定都市平均は令和元年8月現在の速報値を単純平均したもの

※臨時財政対策債発行額を経常一般財源に含まないで計算したものを（ ）として記載

・ 平成29年度決算

(単位：%)

区分	財政力指数	経常収支比率
浜松市	0.89	91.6 (102.7)
類似都市平均	0.85	94.1 (105.0)
政令指定都市平均	0.87	96.3 (105.6)
1 札幌市	0.73	93.6 (104.8)
2 仙台市	0.91	98.5 (108.2)
3 さいたま市	0.98	97.5 (102.2)
4 千葉市	0.94	96.9 (106.3)
5 横浜市	0.97	97.9 (104.5)
6 川崎市	1.00	100.5 (100.5)
7 相模原市	0.91	98.4 (110.0)
8 新潟市	0.73	92.4 (105.9)
9 静岡市	0.91	94.0 (104.1)
10 名古屋市	0.99	99.2 (103.7)
11 京都市	0.81	98.4 (98.9)
12 大阪市	0.93	98.3 (107.2)
13 堺市	0.84	97.7 (110.7)
14 神戸市	0.80	99.4 (111.5)
15 岡山市	0.80	89.3 (100.1)
16 広島市	0.84	98.2 (110.7)
17 北九州市	0.73	99.4 (112.7)
18 福岡市	0.89	92.5 (102.3)
19 熊本市	0.72	92.2 (104.5)

※経常収支比率は臨時財政対策債発行額を経常一般財源に含めて計算したもの

※臨時財政対策債発行額を経常一般財源に含まないで計算したものを（ ）として記載

6 市債残高の政令指定都市比較

・平成30年度決算

(単位：千円、人)

区分	一般会計 A	特別会計 B	企業会計 C	合計 D(A+B+C)	年度末人口 E	一人当たり残高 D/E
浜松市	256,675,462	3,111,980	197,793,134	457,580,576	802,728	570
類似都市平均	400,996,602	11,030,866	231,834,708	643,862,175	841,653	765
政令指定都市平均	674,046,548	28,281,246	376,562,508	1,078,890,303	1,156,102	933

※類似都市平均、政令指定都市平均は令和元年8月現在の速報値を単純平均したもの

・平成29年度決算

(単位：千円、人)

区分	一般会計 A	特別会計 B	企業会計 C	合計 D(A+B+C)	年度末人口 E	一人当たり残高 D/E
浜松市	258,969,956	3,725,420	205,445,348	468,140,724	804,989	582
類似都市平均	394,279,685	11,038,504	229,355,819	634,674,008	824,077	770
政令指定都市平均	914,262,143	43,655,007	495,021,421	1,452,938,571	1,379,446	1,053

※市債残高は満期一括償還に備えた減債基金の積立額を償還したもののみならず算出

※年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口

7 基金残高の政令指定都市比較

・平成30年度決算

(単位：千円、人)

区分	財政調整基金 A	減債基金 B	その他特定 目的基金C	合計 D(A+B+C)	年度末人口 E	一人当たり残高 D/E
浜松市	15,224,667	1,031,025	29,863,964	46,119,656	802,728	57.5
類似都市平均	10,570,966	2,428,556	19,136,697	32,136,219	841,653	38.2
政令指定都市平均	12,196,068	5,019,516	26,518,295	43,733,879	1,156,102	37.8

※類似都市平均、政令指定都市平均は令和元年8月現在の速報値を単純平均したもの

・平成29年度決算

(単位：千円、人)

区分	財政調整基金 A	減債基金 B	その他特定 目的基金C	合計 D(A+B+C)	年度末人口 E	一人当たり残高 D/E
浜松市	15,200,117	950,569	25,552,795	41,703,481	804,989	51.8
類似都市平均	9,646,237	2,765,868	18,215,160	30,627,265	824,077	37.2
政令指定都市平均	19,642,484	4,642,720	27,707,338	51,992,541	1,379,446	37.7

※減債基金残高には、満期一括償還積立金分の残高を含まない

※年度末人口は3月31日現在の住民基本台帳人口

8 各種指標の推移

(1) 財政力指数

(単位：億円、ポイント)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基準財政需要額	1,326	1,332	1,312	1,236	1,216	1,221	1,221	1,235	1,291	1,308	1,526	1,550
基準財政収入額	1,232	1,237	1,161	1,033	1,035	1,058	1,077	1,097	1,155	1,170	1,323	1,356
財政力指数(3か年平均)	0.911	0.932	0.914	0.883	0.857	0.851	0.866	0.879	0.888	0.892	0.885	0.879

※基準財政需要額、基準財政収入額及び財政力指数は、一本算定によるもの

(2) 経常収支比率(普通会計)

(単位：億円、%)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
経常一般財源	1,770	1,774	1,702	1,749	1,769	1,756	1,762	1,806	1,823	1,788	2,128	2,177
経常経費充当一般財源	1,530	1,527	1,517	1,537	1,551	1,572	1,597	1,656	1,647	1,662	1,949	1,954
経常収支比率	86.4	86.1	89.2	87.9	87.7	89.6	90.7	91.7	90.3	93.0	91.6	89.8

※経常収支比率は臨時財政対策債発行額を経常一般財源に含めて計算したもの

(3) 基金残高(普通会計)

(単位：億円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
積立基金	248	268	242	239	288	339	417	452	406	374	417	461
財政調整基金	147	148	149	149	150	150	151	151	151	152	152	152
減債基金	6	6	6	7	7	7	7	7	8	9	10	10
特定目的基金	95	114	87	83	131	182	260	294	246	214	256	299
定額運用基金	11	10	10	10	10	10	10	8	10	10	10	10
土地開発基金	10	10	10	10	10	10	10	8	10	10	10	10
その他定額運用基金	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※減債基金残高には、満期一括償還積立金分の残高を含まない

(4) 市債借入と償還元金(普通会計)

(単位：億円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 A	H30 B	増減 B-A
1 借入	210	239	240	305	371	271	333	292	269	287	374	333	△ 41
2 償還元金	312	328	311	315	320	341	340	355	348	352	356	358	1
3 プライマリーバランス(2-1)	103	89	71	9	△ 52	70	7	63	79	65	△ 17	25	42
4 市債残高	2,978	2,889	2,818	2,809	2,860	2,790	2,783	2,721	2,642	2,577	2,594	2,569	△ 25

※市債残高は満期一括償還に備えた減債基金への積立額を償還したものとみなしたもの

(5) 市債残高（全会計）

（単位：億円）

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29 A	H30 B	増減 B-A
一般会計…①	2,960	2,861	2,800	2,794	2,842	2,775	2,770	2,709	2,632	2,570	2,590	2,567	△ 23
通常の市債	2,058	1,912	1,773	1,646	1,515	1,382	1,286	1,125	957	855	752	662	△ 90
合併特例債	74	77	103	135	227	222	259	321	399	450	464	434	△ 29
合併推進債	26	58	85	98	103	104	113	125	133	139	138	138	△ 1
臨時財政対策債	528	565	617	720	831	929	1,003	1,057	1,073	1,067	1,188	1,295	107
減税補てん債	273	248	222	194	166	138	109	81	70	59	48	37	△ 10
特別会計…②	157	158	141	132	120	111	98	91	87	82	37	31	△ 6
国民健康保険事業	-	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	5	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	9	0
介護保険事業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
と畜場・市場事業	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	△ 0
農業集落排水事業	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	8	8	0
中央卸売市場事業	9	9	8	8	7	6	6	5	5	4	3	3	△ 1
公共用地取得事業	41	46	33	26	26	20	15	12	9	7	4	2	△ 2
駐車場事業	57	51	46	42	30	27	24	21	18	14	11	7	△ 4
簡易水道事業	31	33	34	36	38	39	35	35	36	38	0	-	-
企業会計…③	2,376	2,361	2,350	2,299	2,250	2,188	2,166	2,103	2,037	2,085	2,054	1,978	△ 77
病院事業	174	190	202	193	185	179	209	206	198	186	174	164	△ 9
国民宿舎事業	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水道事業	291	269	261	251	246	234	231	219	213	213	250	248	△ 2
下水道事業	1,910	1,901	1,887	1,855	1,819	1,775	1,726	1,679	1,626	1,686	1,631	1,566	△ 65
総市債残高（①+②+③）	5,493	5,380	5,291	5,225	5,212	5,074	5,034	4,904	4,755	4,737	4,681	4,576	△ 106

※市債残高は満期一括償還に備えた減債基金への積立額を償還したものとみなしたもの

※平成26年4月から中部簡易水道が水道事業へ統合されたことに伴い、中部簡易水道に係る残債を特別会計から

企業会計欄に変更している。変更額は残高617,890千円

※平成28年4月から西遠流域下水道が静岡県から移管されたことに伴い、下水道事業にはその残債を含む。

移管額は11,597,163千円

※平成29年4月から簡易水道事業が水道事業へ統合されたことに伴い、水道事業にはその残債を含む。

移管額は3,809,723千円

17 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額①} - \text{充当可能財源等②}}{\text{標準財政規模③} - \text{算入公債費等の額④}}$$

(単位：千円)

区 分		H30 A	H29 B	増減 A-B
将来負担額	①	428,209,833	439,646,118	△ 11,436,285
充当可能財源等	②	467,947,690	462,846,475	5,101,215
分子	①-②	△ 39,737,857	△ 23,200,357	△ 16,537,500
標準財政規模	③	212,828,384	208,722,595	4,105,789
算入公債費等の額	④	25,766,031	25,671,862	94,169
分母	③-④	187,062,353	183,050,733	4,011,620
将来負担比率	$\frac{\text{①-②}}{\text{③-④}}$	△ 21.2%	△ 12.6%	△ 8.6

(単位：千円)

区 分		H30 A	H29 B	増減 A-B
将来負担額 ①	地方債現在高	281,321,782	282,790,190	△ 1,468,408
	債務負担行為に基づく支出予定額	9,466,467	10,676,103	△ 1,209,636
	公営企業債等繰入見込額	70,958,457	77,037,648	△ 6,079,191
	組合等負担等見込額	40,882	52,245	△ 11,363
	退職手当負担見込額	66,422,245	69,089,932	△ 2,667,687
	設立法人の負担額等負担見込額	-	-	-
	連結実質赤字額	-	-	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-
	計	428,209,833	439,646,118	△ 11,436,285
充当可能財源等 ②	充当可能基金額	77,197,031	69,834,344	7,362,687
	特定財源見込額	46,091,475	53,843,429	△ 7,751,954
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	344,659,184	339,168,702	5,490,482
	計	467,947,690	462,846,475	5,101,215
標準財政規模③		212,828,384	208,722,595	4,105,789
算入公債費等の額④		25,766,031	25,671,862	94,169

18 財政健全化指標の政令指定都市比較

・平成30年度決算

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
浜松市	-	-	6.5	-
類似都市平均	-	-	6.3	48.4
政令指定都市平均	-	-	7.3	79.2

※類似都市平均、政令指定都市平均は令和元年8月現在の速報値を単純集計したもの

・平成29年度決算

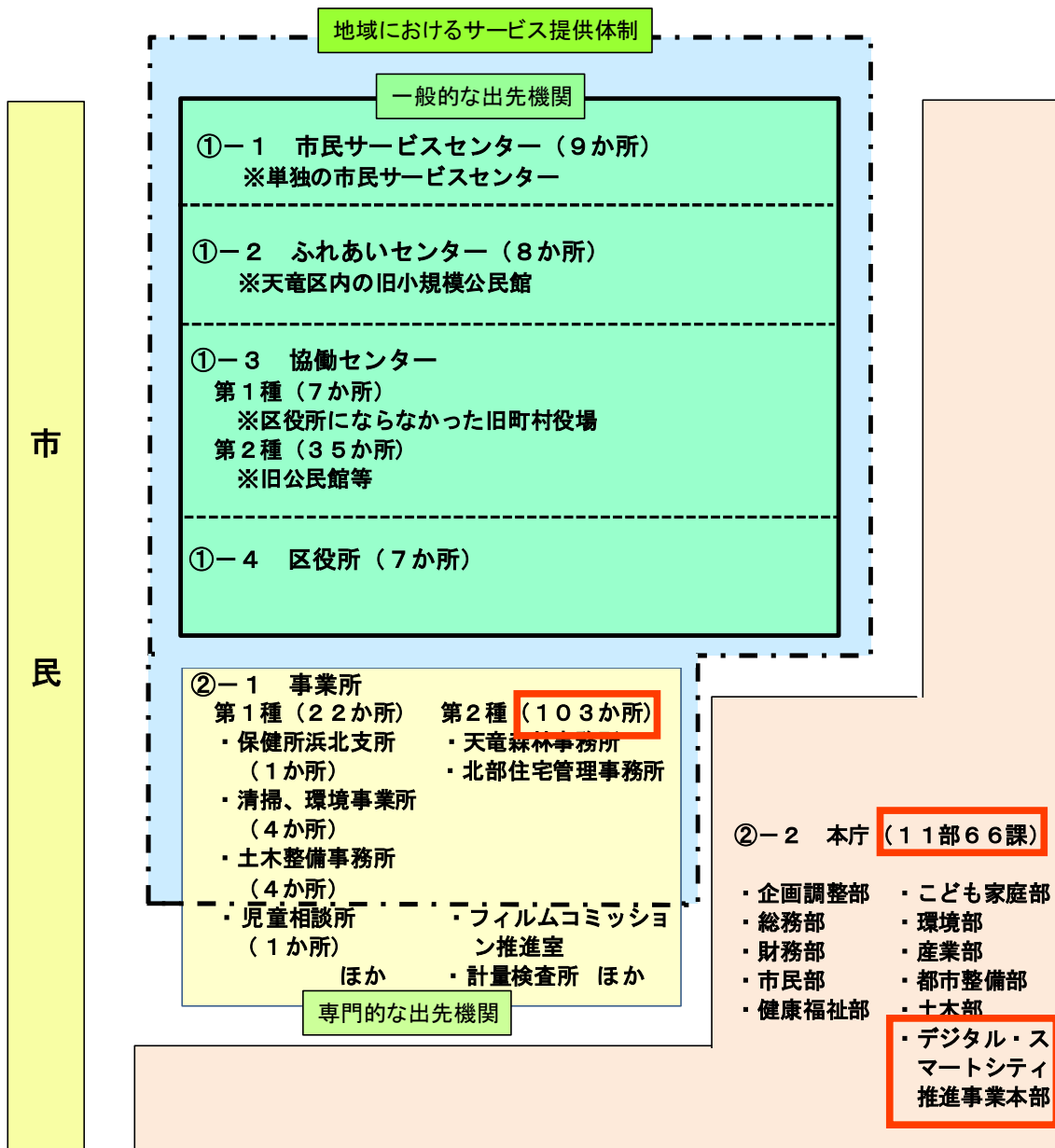
(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
浜松市	-	-	7.4	-
類似都市平均	-	-	6.9	53.3
政令指定都市平均	-	-	8.8	99.8
1 札幌市	-	-	2.8	63.8
2 仙台市	-	-	8.2	101.1
3 さいたま市	-	-	5.1	15.3
4 千葉市	-	-	15.8	159.4
5 横浜市	-	-	13.3	145.6
6 川崎市	-	-	6.9	121.7
7 相模原市	-	-	2.9	39.0
8 新潟市	-	-	10.9	146.1
9 静岡市	-	-	7.3	56.9
10 名古屋市	-	-	10.5	125.0
11 京都市	-	-	12.8	197.4
12 大阪市	-	-	5.7	65.2
13 堺市	-	-	5.6	22.9
14 神戸市	-	-	6.6	78.8
15 岡山市	-	-	7.0	18.3
16 広島市	-	-	13.8	199.6
17 北九州市	-	-	12.2	175.6
18 福岡市	-	-	11.7	135.5
19 熊本市	-	-	8.8	127.8

浜松市の市民サービスの提供体制について

1 市民サービス提供組織について

(1) 体制の全体像



※教育委員会等他の執行機関を除く。

(2) 市民サービス提供組織の各々の機能・役割

①-1 市民サービスセンターの機能・役割

- ア 証明書交付等窓口サービスの提供

①-2 ふれあいセンターの機能・役割

- ア 証明書交付等窓口サービスの提供
- イ 生涯学習の拠点

①-3 協働センターの機能・役割

- ア 証明書交付等窓口サービスの提供
- イ 生涯学習の拠点
- ウ 地域づくりの拠点
- エ 地域特性へ配慮し、防災業務等を付加

①-4 区役所の機能・役割

- ア 市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能（行政サービスの最前線）
- イ 市民と市政をしっかりとつないでいく機能（行政情報の受発信拠点）
- ウ 市民との協働により、まちづくりを推進する（地域の課題を発見、解決する）機能（市民協働の要、地域課題のコーディネーター役）

②-1 事業所の機能・役割

- ア 全市、全庁的な政策、施策の企画立案
 - イ 政策、施策が広範囲に及び普遍性が大きい業務の実施
 - ウ 専門職員に限られ、育成が困難な分野や、集約化が望ましい業務
- ※必要に応じて、広範な市域を効率的にカバーするため、事業所を設置している。

②-2 本庁の機能・役割

- ア 国・県等との協議、調整等の対外的折衝
- イ 全市、全庁的な政策、施策の企画立案
- ウ 政策、施策が広範囲に及び、普遍性が大きい業務の実施
- エ 情報、データ等の一元管理や統括が政策、施策に直結する業務の実施
- オ 各部局が所掌する事務事業に係る統括・監督
- カ 各区間の調整
- キ 専門職員に限られ、育成が困難な分野や、集約化が望ましい業務

2 区役所について

(1) 区役所各課の業務と体制 (R2.4.1 現在)

※職員数 上段：正規 中段：再任用 下段：会計年度任用職員

課名・主な業務		中	東	西	南	北	浜北	天竜
①区振興課 防災、広聴広報、区職員の人事・福利厚生、 個人情報、財産管理、市民安全、区の振興、 区協議会、UD、区選挙管理委員会		19 (2) [6]	14 (5) [6]	17 (7) [5]	13 (2) [7]	17 (3) [3]	20 (5) [4]	22 (3) [2]
市民協働、自治会、コミュニティ支援（中・ 西・北・浜北・天竜区）								
観光、商工農林業、公共交通、緑化推進、交 通安全（東・南区）								
②区民生活課 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民 窓口サービス、税関係、埋火葬、斎場、墓地・ 墓園、市民相談		42 (1) [60]	22 (1) [20]	12 (2) [14]	17 (2) [20]	13 (0) [14]	12 (2) [16]	7 (1) [2]
市民協働、自治会、コミュニティ支援、文化・ スポーツ振興、生涯学習、動物愛護、環境、 臨時運行、市営住宅（東・南区）								
③まちづくり推進課 文化・スポーツ振興、生涯学習、動物愛護、 環境、臨時運行、市営住宅、観光、商工農林 業、公共交通・緑化推進、交通安全		10 (2) [4]	— — —	13 (1) [4]	— — —	16 (5) [3]	16 (2) [6]	19 (1) [3]
④社会福祉課 地域福祉、生活保護（中区以外）、障害者福 祉、子ども福祉、母子福祉		31 (10) [33]	23 (2) [10]	20 (2) [12]	25 (2) [9]	19 (1) [9]	19 (1) [13]	15 (2) [7]
⑤生活福祉課 生活保護		48 (1) [11]	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
⑥長寿保険課 高齢者福祉、介護保険、国保・年金、後期高 齢者医療		30 (2) [48]	17 (2) [20]	14 (3) [14]	15 (1) [16]	17 (0) [17]	15 (2) [11]	13 (1) [7]
⑦健康づくり課 母子保健、予防接種、がん検診、自立支援医 療、育成医療、歯科検診		33 (0) [13]	17 (0) [4]	22 (2) [2]	18 (0) [6]	26 (3) [4]	19 (2) [3]	22 (0) [5]
職員数合計	正規職員数	213	93	98	88	108	101	98
	再任用職員数	(18)	(10)	(17)	(7)	(12)	(14)	(8)
	会計年度任用職員数	[175]	[60]	[51]	[58]	[50]	[53]	[26]
職員数総計		406	163	166	153	170	168	132

※職員数は、区出先機関の職員数を除く

※会計年度任用職員は旧非常勤職員（旧臨時職員を除く）

(2) 区出先機関の業務と体制

ア 業務の内容

協働センター							ふれあいセンター		サービスセンター
業務		単独協働センター※1	旧浜松浜北	舞阪	引佐三ヶ日	天竜区(除二俣)	光明ふれあいセンター	他のふれあいセンター	駅前 北部 高丘葵 飯田 可美 新都田 赤佐 鹿島 龍山北 ※3
基本的な業務	地域づくりの拠点	○	○	○	○	○			
	まちづくり活動の支援	○	○	○	○	○			
	情報提供、情報交換の推進	○	○	○	○	○			
	地域課題解決に向けた取組み	○	○	○	○	○			
	地域団体の連携の支援	○	○	○	○	○			
	生涯学習事業・文化スポーツ活動の企画・運営	○	○	○	○	○	○	○	
	窓口サービス(103種) ※2		○	○	○	○		○	○
付加する業務	防災業務			○	○	○			
	施設の利用許可、施設の不備・破損等の対応			○	○	○			
	地域固有事業支援			○	○	○			
	中山間地域振興(天竜区、引佐北部地域)				○	○			
	窓口サービス(介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療など)				○	○			
	窓口サービス(上記以外で地域自治センターで取り扱っていたもの)					○			
	環境対策の初期対応					○			
	農林道の簡易な維持管理					○			
	林道の簡易な維持管理(引佐・天竜区)				○	○			

※1 単独協働センター＝中区：中部・西部・南部・北部、西区：雄踏、南区：可美、北区：細江、天竜区：二俣

※2 浜北区：赤佐・北浜南部・浜名協働センターで取り扱う窓口サービスは17種

※3 市民サービスセンターのうち、龍山北サービスセンターで取り扱う窓口サービスは16種

イ 職員数 (R2.4.1 現在)

No.	区	種	施設名	職員数		
				正規	再任用	会計年度任用
1	中	2	東部協働センター	2	1	9
2	中	2	富塚協働センター	2	1	6
3	中	2	高台協働センター	2	1	7
4	中	2	西部協働センター	2	0	3
5	中	2	佐鳴台協働センター	2	0	7
6	中	2	北部協働センター	2	1	4
7	中	2	県居協働センター	2	0	6
8	中	2	南部協働センター	2	0	2
9	中	2	中部協働センター	1	0	3
10	中	2	曳馬協働センター	2	1	10
11	中	市	北部市民サービスセンター	1	1	7
12	中	市	駅前市民サービスセンター	1	0	5
13	中	市	高丘葵市民サービスセンター	1	1	3
中区小計				22	7	72
14	東	2	蒲協働センター	2	1	5
15	東	2	天竜協働センター	2	0	5
16	東	2	長上協働センター	2	1	4
17	東	2	笠井協働センター	2	1	4
18	東	2	積志協働センター	2	1	9
東区小計				10	4	27
19	西	2	神久呂協働センター	2	1	4
20	西	2	入野協働センター	2	2	3
21	西	2	伊佐見協働センター	2	1	4
22	西	2	和地協働センター	1	0	5
23	西	2	庄内協働センター	2	1	4
24	西	2	篠原協働センター	2	1	3
25	西	2	雄踏協働センター	0	1	2
26	西	1	舞阪協働センター	5	4	3
西区小計				16	11	28
27	南	2	南陽協働センター	2	1	4
28	南	2	五島協働センター	2	1	5
29	南	2	白脇協働センター	2	0	5
30	南	2	新津協働センター	2	1	4
31	南	2	可美協働センター	2	1	1
32	南	市	可美市民サービスセンター	1	0	3
33	南	市	飯田市民サービスセンター	1	0	3

No.	区	種	施設名	職員数		
				正規	再任用	会計年度任用
34	北	2	三方原協働センター	2	1	7
35	北	2	都田協働センター	2	1	4
36	北	2	細江協働センター	0	0	0
37	北	市	新都田市民サービスセンター	1	0	3
38	北	1	引佐協働センター	10	4	3
39	北	1	三ヶ日協働センター	10	1	6
北区小計				25	7	23
40	浜北	2	北浜南部協働センター	2	2	1
41	浜北	2	浜名協働センター	2	0	3
42	浜北	2	中瀬協働センター	2	0	4
43	浜北	2	雉玉協働センター	2	0	4
44	浜北	市	赤佐市民サービスセンター (浜北地域活動・研修センター)	0	0	0
浜北区小計				10	4	13
45	天竜	2	二俣協働センター	2	1	1
46	天竜	ふ	光明ふれあいセンター	1	2	0
47	天竜	ふ	竜川ふれあいセンター	1	1	1
48	天竜	ふ	熊ふれあいセンター	1	1	1
49	天竜	ふ	上阿多古ふれあいセンター	1	2	0
50	天竜	ふ	下阿多古ふれあいセンター	1	2	0
51	天竜	ふ	浦川ふれあいセンター	1	2	0
52	天竜	ふ	山香ふれあいセンター	1	2	0
53	天竜	ふ	城西ふれあいセンター	1	2	0
54	天竜	市	鹿島市民サービスセンター	0	0	2
55	天竜	市	龍山北市民サービスセンター	0	0	0
56	天竜	1	春野協働センター	15	6	1
57	天竜	1	佐久間協働センター	17	3	2
58	天竜	1	水窪協働センター	13	3	3
59	天竜	1	龍山協働センター	9	3	3
天竜区小計				64	30	14
合計				159	67	202
総計						428

※種：1=第1種協働センター 2=第2種協働センター 市=市民サービスセンター ふ=ふれあいセンター

※会計年度任用職員は旧非常勤職員（旧臨時職員を除く）

(3) 今後の取り組み

企画調整部、総務部、市民部でプロジェクト・チームを立ち上げ、区出先機関を中心とした効果的・効率的な区役所サービス提供体制について議論を行っている。サービスの最適化や経営資源の再配分を行う中で、市民にとって身近な施設である協働センターの機能の強化・充実を中心に検討を進めていく。

① 区役所

ア 来庁者アンケートによる窓口サービス等、市民ニーズを把握

- イ 区役所業務取扱件数調査の実施による業務量の検証
- ウ 区役所職員・区出先機関職員との意見交換を実施

② 区出先機関

ア 窓口サービスの検証

- ・現在、協働センターで対応している窓口サービス（103種）の検証
- ・マイナンバー導入を見据え、コンビニ交付等によるサービスの検討

イ 地域の拠点としての機能拡大

- ・ICTの活用により、本庁や区役所で行っている専門性の高い相談業務を協働センターなどでも行える仕組みについて導入を検討
- ・地域づくりの拠点としての業務の充実
- ・協働センターを核とした、地域力向上事業の企画・立案
- ・職員研修の強化と再任用職員等ベテラン職員の配置
- ・協働センター配置基準の検討

ウ 地域との協働による生涯学習の推進

- ・人材育成の推進による、地域自主企画講座等の拡大

エ 施設整備

- ・協働センター施設の改修及び機能改善

身近で便利！ 協働センター

広報はままつ2017年9月号に令和2年6月1日現在の変更内容を見え消しにて記載

皆さんは、協働センターを利用したことがありますか？
市内には、第1種協働センター*、第2種協働センター*合わせて42施設があり、さまざまな行政サービスを市役所・区役所まで出向くことなく、身近な協働センターで受けることができます。
また協働センターの一部の機能を持つ、ふれあいセンター*や、窓口サービスに特化した市民サービスセンターでも行政サービスを受けることができます。

協働センターをもっと利用してみませんか。

協働センターの3つの機能

①窓口サービス (詳しくはP.4~5へ)

戸籍、住民票の届出・証明書の発行をはじめ、印鑑登録、税証明、福祉、国民年金、国民健康保険などのうち、一般的な手続きを協働センターで済ませることができます。
※居住地域に関係なく、お近くの協働センターを利用できます。



②生涯学習

地域の皆さんが「楽しみ」や「生きがい」を見つけるきっかけとなる講座の開催や、サークル活動のための部屋の貸し出しを行っています。



③地域づくり (詳しくはP.6へ)

協働センターのコミュニティ担当職員*が、皆さんの地域活動をサポートします。
協働センターには、地域の皆さんが自由に利用できる「市民協働スペース」も設けています。ちょっとした打ち合わせなどにご利用ください。



★コミュニティ担当職員 = 通称「コミ担」

「コミ担」とは、市民の皆さんに身近な窓口として、地域の声や意見を伺い、地域づくりや市民活動をサポートする職員のことなのじゃ！

※第1種協働センター (7施設)
●区役所となっていない合併前の旧町村役場
●防災機能をはじめ、第2種協働センターより幅広いサービスを行っています

※第2種協働センター (35施設)
●旧公民館(天竜区でふれあいセンターとなった施設を除く)、雄踏協働センター、細江協働センター
●窓口サービス、生涯学習、地域づくりを行っています

※ふれあいセンター (8施設)
●天竜区の旧二俣公民館を除く旧公民館
●生涯学習と窓口サービスを行っています(光明ふれあいセンターでは、窓口サービスは行っていません)

◎この特集に関するお問い合わせは、市民協働・地域政策課(☎457-2094)にお寄せください。

第2種協働センター・ふれあいセンター

1 ★東部協働センター (相生町)	35 ★竜川ふれあいセンター (横山町)
2 ★富塚協働センター (富塚町)	36 ★熊ふれあいセンター (熊)
3 ★高台協働センター (和合町)	37 ★上阿多古ふれあいセンター (西藤平)
4 ★佐鳴台協働センター (佐鳴台二丁目)	38 ★下阿多古ふれあいセンター (上野)
5 ★東居協働センター (東伊場二丁目)	39 ★浦川ふれあいセンター (佐久間町浦川)
6 ★曳馬協働センター (曳馬三丁目)	40 ★山香ふれあいセンター (佐久間町大井)
7 西部協働センター (広沢一丁目)	41 ★城西ふれあいセンター (佐久間町奥領家)
8 北部協働センター (葵東一丁目)	42 二俣協働センター (二俣町二俣)
9 南部協働センター (海老塚二丁目)	43 光明ふれあいセンター (山東)
10 中部協働センター (早馬町)	★: 窓口サービスを取り扱っているセンター

11 ★蒲協働センター (子安町)	12 ★天竜協働センター (薬新町)
13 ★長上協働センター (市野町)	14 ★笠井協働センター (笠井町)
15 ★積志協働センター (積志町)	16 ★神久呂協働センター (神原町)
17 ★入野協働センター (入野町)	18 ★伊佐見協働センター (伊左地町)
19 ★和地協働センター (和地町)	20 ★庄内協働センター (庄内町)
21 ★篠原協働センター (篠原町)	22 雄踏協働センター (雄踏町宇布見)
23 ★南陽協働センター (下江町)	24 ★五島協働センター (福島町)
25 ★白脇協働センター (寺脇町)	26 ★新津協働センター (新橋町)
27 可美協働センター (増楽町)	28 ★三方原協働センター (三方原町)
29 ★都田協働センター (都田町)	30 細江協働センター (細江町気賀)
31 ★北浜南部協働センター (寺島)	32 ★浜名協働センター (小松)
33 ★中瀬協働センター (中瀬)	34 ★鹿玉協働センター (宮口)

市役所・区役所・第1種協働センター	
▲ 本庁・中区役所	▲ 舞阪協働センター
▲ 東区役所	▲ 引佐協働センター
▲ 西区役所	▲ ヌエ協働センター
▲ 南区役所	▲ 春野協働センター
▲ 北区役所	▲ 佐久間協働センター
▲ 浜北区役所	▲ 水窪協働センター
▲ 天竜区役所	▲ 龍山協働センター

市民サービスセンター 窓口サービスのみ取り扱い	
中 区	44 北部市民サービスセンター (葵東一丁目)
	45 駅前市民サービスセンター (旭町)
	46 高丘市民サービスセンター (高丘西二丁目)
南 区	47 可美市民サービスセンター (若林町)
	48 飯田市民サービスセンター (飯田町)
北 区	49 新都日市民サービスセンター (新都田三丁目)
浜北 区	50 赤佐市民サービスセンター (於呂)
天 竜 区	51 鹿島市民サービスセンター (二俣町鹿島)
	52 龍山北市民サービスセンター (龍山町瀬尻)



このような手続きが協働センターでできます！

項目	内容	協働センター(第1種)		協働センター(第2種)		ふれあいセンター		市民サービスセンター	
		舞阪	引佐・三ヶ日	春野・佐久間・水窪・龍山	右記以外	北浜南部・浜名	右記以外	赤佐・龍山北	
住民票・戸籍・印鑑証明など	住民票 R2.5.25終了	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民票の写しの交付請求 ㊦	○	○	○	○	○	○	○	○
	通知カード再交付申請	○	○	○	○	○	○	○	○
	出生、婚姻、死亡の届出	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明	戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)の交付申請 ㊦	○	○	○	○	○	○	○	○
	除籍全部(個人)事項証明書(除籍謄抄本)の交付申請	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明	身分証明書の交付申請	○	○	○	○	○	○	○	○
	印鑑登録証明書の交付申請 ㊦	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明	印鑑登録の申請	○	○	○	○	○	○	○	○
	印鑑登録証明書の交付申請 ㊦	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明	埋火葬、斎場利用許可の申請	○	○	○	○	○	○	○	○
	埋火葬、斎場利用許可の申請	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、介護保険	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
	児童福祉	○	○	○	○	○	○	○	○
市の税金	税証明	○	○	○	○	○	○	○	○
	原動機付自転車・小型特殊自動車	○	○	○	○	○	○	○	○
	土地台帳等の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○
	土地台帳等の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○
	土地台帳等の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○
ごみ・リサイクル	ごみの相談	○	○	○	○	○	○	○	○
	連絡ごみ	○	○	○	○	○	○	○	○
ごみ・リサイクル	資源物回収協力金	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物回収協力金	○	○	○	○	○	○	○	○

協働センターでできる窓口サービスを紹介します。
 ※西部、北部、南部、中部、雄踏、可美、細江、二俣協働センター、光明ふれあいセンターでは、窓口サービスを行っていません。

○…内容の全部を取り扱う ◎…対象の地域のみ取り扱う

項目	内容	協働センター(第1種)		協働センター(第2種)		ふれあいセンター		市民サービスセンター	
		舞阪	引佐・三ヶ日	春野・佐久間・水窪・龍山	右記以外	北浜南部・浜名	右記以外	赤佐・龍山北	
防災	防災	○	○	○	○	○	○	○	○
	防災	○	○	○	○	○	○	○	○
教育	転入学	○	○	○	○	○	○	○	○
	転入学	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	合併に伴う証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	合併に伴う証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	住居表示	○	○	○	○	○	○	○	○
	住居表示	○	○	○	○	○	○	○	○
	県・市収入証紙	○	○	○	○	○	○	○	○
	県・市収入証紙	○	○	○	○	○	○	○	○
	自治会への補助	○	○	○	○	○	○	○	○
	自治会への補助	○	○	○	○	○	○	○	○
	地縁団体	○	○	○	○	○	○	○	○
	地縁団体	○	○	○	○	○	○	○	○
仮ナンバー	○	○	○	○	○	○	○	○	
仮ナンバー	○	○	○	○	○	○	○	○	
市有財産貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	
市有財産貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	
地域力向上事業	○	○	○	○	○	○	○	○	
地域力向上事業	○	○	○	○	○	○	○	○	

※窓口サービスは、申請内容によっては取り扱いできない場合があります。

㊦: コンビニで証明書の交付を受けることが可能な申請
 (利用には、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要)
 * 税証明については、個人の市・県民税の所得証明書(児童手当用・児童扶養手当用を除く)と課税証明書のみ

利用者の声



会社勤めで、昼休みを利用して申請に来ました。同じ職場の人たちも昼休みなどに窓口サービスをよく利用していますよ。
 「印鑑登録の申請」で来所した女性

大学の夏季休暇で帰省中で、今日は就職に必要な住民票の写しを取りに来ました。協働センターは、親が利用しているのを見て自分も利用するようになりました。家から近いので便利です。
 「住民票の写しの交付請求」で来所した大学生



普段からスポーツをするため、協働センターの体育館を借りています。協働センターは、茶室や調理室などいろいろな目的で利用でき、料金も安くお得だと思います。
 「協働センターの施設利用」で来所した男性

協働センターが近くにあるので利用します。用事が済んだら、図書コーナーで子供に本を読んであげたりするんです。また、利用したいサービスをどこで受けられるか、まずはインターネットで調べるようにしています。
 「住民票の写しの交付請求」で来所した女性とお子さん



こんなサービスもあるの!?

窓口サービス以外にも次のようなサービスなどを行っています。

体育館や講座室
など施設の利用
貸し出し

講座★

市民同好会の
会員募集

図書の
貸し出し




★協働センターが主催するもののほか、講座を開きたいという相談にも応じます。

R2. 4. 1 所属別職員数

(単位：人)

所属名	一般	再任用	会計年度任用		合計
			旧非常勤	旧臨時	
合計	8,795	557	1,395	193	10,940
危機管理監	24	2	5	0	31
危機管理課	24	2	5	0	31
企画調整部	73	0	25	2	100
企画課	20	0	0	0	20
東京事務所	5	0	1	0	6
広聴広報課	15	0	15	1	31
国際課	8	0	6	0	14
情報政策課	25	0	3	1	29
総務部	82	5	18	0	105
秘書課	11	0	0	0	11
人事課	25	1	4	0	30
政策法務課	19	2	1	0	22
職員厚生課	7	1	7	0	15
文書行政課	20	1	6	0	27
財務部	324	36	71	2	433
財政課	18	0	1	0	19
アセットマネジメント推進課	17	1	13	0	31
公共建築課	29	2	4	0	35
調達課	19	2	2	0	23
技術監理課	16	6	2	0	24
税務担当	225	25	49	2	301
税務総務課	22	1	4	0	27
市民税課	71	7	15	1	94
資産税課	71	13	9	1	94
収納対策課	61	4	21	0	86
市民部	136	11	64	0	211
市民生活課	19	3	17	0	39
市民協働・地域政策課	16	0	4	0	20
UD・男女共同参画課	7	1	3	0	11
文化振興担当	94	7	40	0	141
創造都市・文化振興課	19	0	2	0	21
スポーツ振興課	15	0	2	0	17
文化財課	18	4	14	0	36
美術館	6	0	2	0	8
中央図書館	36	3	20	0	59
健康福祉部	399	31	129	2	561
福祉総務課	23	3	8	0	34
障害保健福祉課	32	0	13	0	45
高齢者福祉課	21	0	8	0	29
介護保険課	26	2	12	0	40
国保年金課	34	3	10	0	47
障害者更生相談所	8	0	3	0	11
健康医療担当	197	20	59	2	278
健康医療課	25	2	9	1	37
病院管理課	14	1	0	0	15
健康増進課	34	5	19	1	59
精神保健福祉センター	13	0	5	0	18
看護専門学校	20	3	5	0	28
保健環境研究所	33	4	7	0	44
佐久間病院	58	5	14	0	77
保健所	58	3	16	0	77
保健総務課	16	1	6	0	23
生活衛生課	29	1	8	0	38
保健所浜北支所	13	1	2	0	16

R2. 4. 1所属別職員数

(単位：人)

所属名	一般	再任用	会計年度任用		合計
			旧非常勤	旧臨時	
こども家庭部	695	24	117	142	978
次世代育成課	12	3	5	0	20
子育て支援課	22	1	4	1	28
幼児教育・保育課	45	6	17	0	68
保育園	270	13	68	120	471
幼稚園	286	1	13	21	321
児童相談所	60	0	10	0	70
環境部	223	34	32	0	289
環境政策課	15	1	2	0	18
環境保全課	18	2	0	0	20
ごみ減量推進課	16	1	1	0	18
産業廃棄物対策課	14	4	3	0	21
廃棄物処理課	33	2	5	0	40
南清掃事業所	65	10	10	0	85
平和清掃事業所	22	3	5	0	30
浜北環境事業所	24	2	4	0	30
天竜環境事業所	16	9	2	0	27
産業部	227	24	38	3	292
産業総務課	22	1	6	0	29
産業振興課	42	0	1	0	43
企業立地推進課	11	2	2	0	15
エネルギー政策課	7	0	4	0	11
観光・ブランド振興担当	24	0	6	1	31
観光・シティプロモーション課	24	0	6	1	31
農林水産担当	121	21	19	2	163
農業水産課	15	2	0	0	17
農業振興課	25	4	4	0	33
農地整備課	22	2	7	0	31
農地利用課	32	4	4	2	42
林業振興課	16	3	0	0	19
中央卸売市場	7	5	3	0	15
食肉地方卸売市場	4	1	1	0	6
都市整備部	216	10	34	0	260
都市計画課	20	0	2	0	22
土地政策課	27	0	4	0	31
交通政策課	11	1	0	0	12
市街地整備課	25	0	2	0	27
建築行政課	27	1	4	0	32
住宅課	18	2	8	0	28
北部都市整備事務所	10	1	3	0	14
花みどり担当	78	5	11	0	94
緑政課	18	1	2	0	21
公園課	14	1	1	0	16
公園管理事務所	10	0	3	0	13
動物園	36	3	5	0	44
土木部	245	24	39	1	309
道路企画課	26	0	3	0	29
道路保全課	33	3	4	0	40
河川課	12	0	2	0	14
南土木整備事務所	58	6	14	1	79
北土木整備事務所	26	7	4	0	37
東・浜北土木整備事務所	39	6	7	0	52
天竜土木整備事務所	51	2	5	0	58
デジタル・スマートシティ推進事業本部	7	0	0	0	7
デジタル・スマートシティ推進事業本部	7	0	0	0	7

R2. 4. 1所属別職員数

(単位：人)

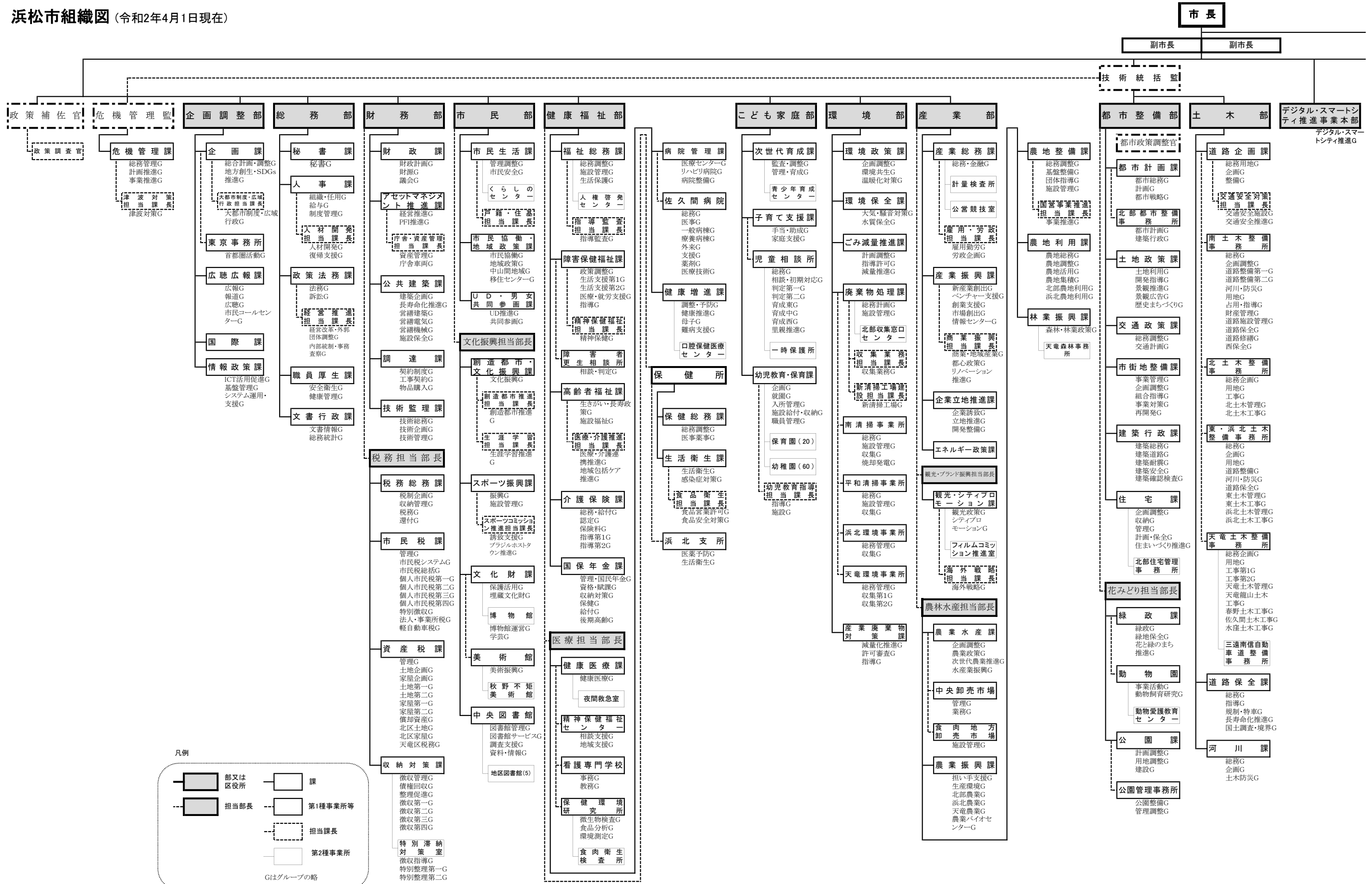
所属名	一般	再任用	会計年度任用		合計
			旧非常勤	旧臨時	
中区	235	25	247	3	510
中区・区振興課	19	2	6	0	27
中区・区民生活課	45	3	75	0	123
中区・まちづくり推進課	29	7	61	0	97
中区・社会福祉課	31	10	33	1	75
中区・生活福祉課	48	1	11	1	61
中区・長寿保険課	30	2	48	0	80
中区・健康づくり課	33	0	13	1	47
東区	103	14	87	2	206
東区・区振興課	14	5	6	0	25
東区・区民生活課	32	5	47	1	85
東区・社会福祉課	23	2	10	0	35
東区・長寿保険課	17	2	20	0	39
東区・健康づくり課	17	0	4	1	22
西区	114	28	79	0	221
西区・区振興課	17	7	5	0	29
西区・区民生活課	12	2	14	0	28
西区・まちづくり推進課	24	8	29	0	61
西区・社会福祉課	20	2	12	0	34
西区・長寿保険課	14	3	14	0	31
西区・健康づくり課	22	2	2	0	26
舞阪協働センター	5	4	3	0	12
南区	100	11	83	4	198
南区・区振興課	13	2	7	1	23
南区・区民生活課	29	6	45	0	80
南区・社会福祉課	25	2	9	1	37
南区・長寿保険課	15	1	16	0	32
南区・健康づくり課	18	0	6	2	26
北区	133	19	73	0	225
北区・区振興課	17	3	3	0	23
北区・区民生活課	14	0	17	0	31
北区・まちづくり推進課	20	7	14	0	41
北区・社会福祉課	19	1	9	0	29
北区・長寿保険課	17	0	17	0	34
北区・健康づくり課	26	3	4	0	33
引佐協働センター	10	4	3	0	17
三ヶ日協働センター	10	1	6	0	17
浜北区	111	18	66	0	195
浜北区・区振興課	20	5	4	0	29
浜北区・区民生活課	12	2	16	0	30
浜北区・まちづくり推進課	26	6	19	0	51
浜北区・社会福祉課	19	1	13	0	33
浜北区・長寿保険課	15	2	11	0	28
浜北区・健康づくり課	19	2	3	0	24
天竜区	162	38	40	3	243
天竜区・区振興課	22	3	2	1	28
天竜区・区民生活課	7	1	4	1	13
天竜区・まちづくり推進課	26	10	6	0	42
天竜区・社会福祉課	15	2	7	0	24
天竜区・長寿保険課	13	1	7	1	22
天竜区・健康づくり課	22	0	5	0	27
春野協働センター	15	6	1	0	22
佐久間協働センター	20	9	2	0	31
水窪協働センター	13	3	3	0	19
龍山協働センター	9	3	3	0	15

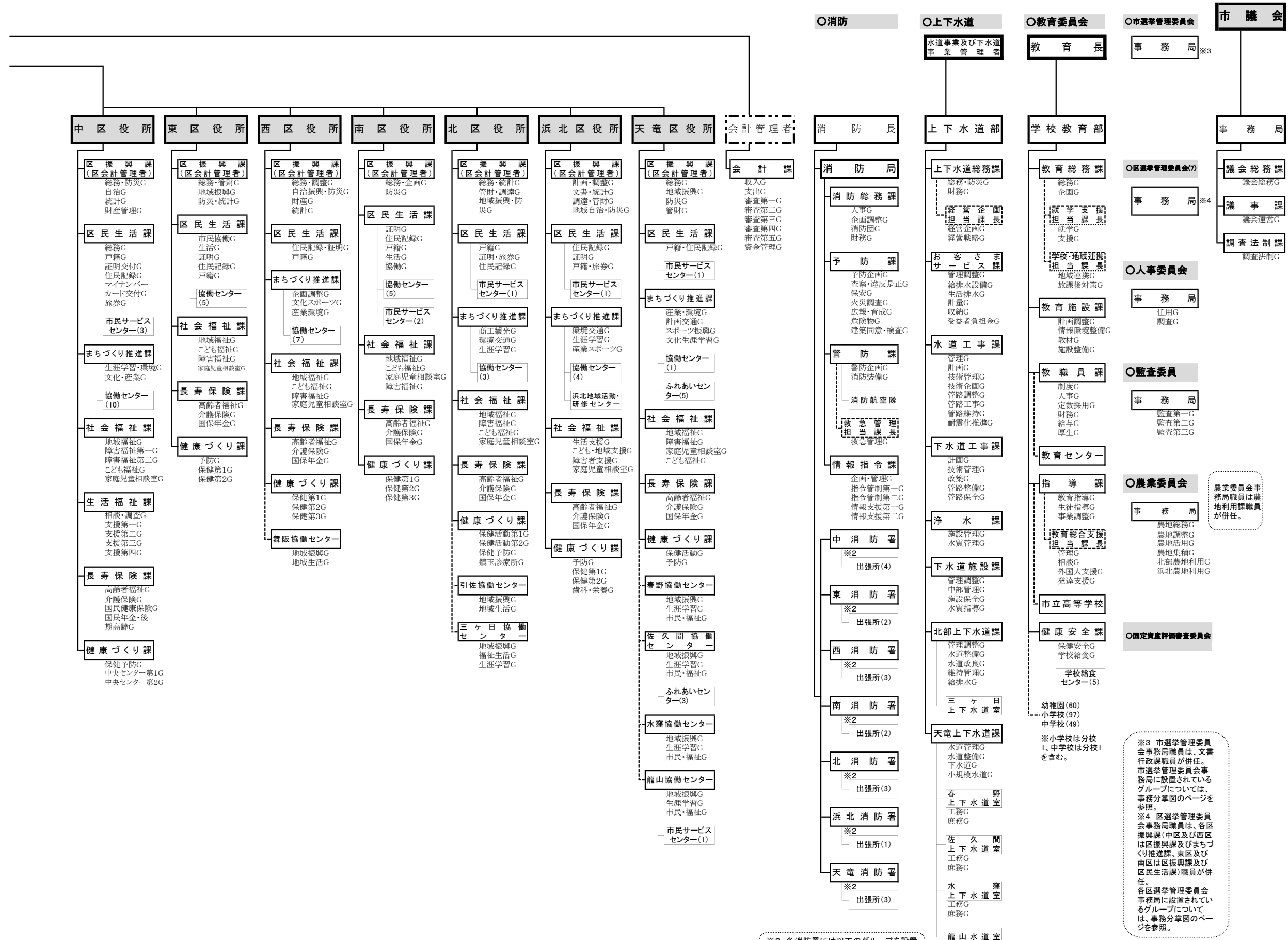
R2. 4. 1所属別職員数

(単位：人)

所属名	一般	再任用	会計年度任用		合計
			旧非常勤	旧臨時	
会計管理者	31	2	4	2	39
会計課	31	2	4	2	39
消防局	890	24	13	1	928
消防局・消防総務課	23	4	4	0	31
消防局・予防課	21	2	1	0	24
消防局・警防課	28	7	1	0	36
消防局・情報指令課	32	1	0	0	33
中消防署	142	1	2	1	146
東消防署	119	1	2	0	122
西消防署	123	1	2	0	126
南消防署	113	1	1	0	115
北消防署	122	3	0	0	125
浜北消防署	77	2	0	0	79
天竜消防署	90	1	0	0	91
上下水道部	246	30	22	0	298
上下水道総務課	22	0	1	0	23
お客さまサービス課	37	8	5	0	50
水道工事課	47	4	4	0	55
下水道工事課	42	0	2	0	44
浄水課	16	4	1	0	21
下水道施設課	22	4	3	0	29
北部上下水道課	30	5	2	0	37
天竜上下水道課	30	5	4	0	39
教育委員会	3,976	147	104	25	4,252
教育総務課	47	4	8	0	59
教育施設課	21	1	7	0	29
教職員課	46	0	6	0	52
指導課	36	1	22	0	59
教育センター	12	1	7	0	20
健康安全課	20	2	9	0	31
小学校	2,400	83	35	22	2,540
中学校	1,318	54	7	3	1,382
浜松市立高等学校	76	1	3	0	80
人事委員会事務局	9	0	3	0	12
人事委員会事務局	9	0	3	0	12
監査事務局	13	0	1	0	14
監査事務局	13	0	1	0	14
農業委員会事務局	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0
議会事務局	21	0	1	1	23
議会総務課	7	0	1	1	9
議事課	7	0	0	0	7
調査法制課	7	0	0	0	7

浜松市組織図 (令和2年4月1日現在)





※2 各消防署には以下のグループを設置
 ・管理G ・警防第一G ・警防第二G
 ・査察G ・予防第一G ・予防第二G
 ・火災調査G ・救急第一G ・救急第二G

※3 市選挙管理委員会事務局職員は、文書行政課職員が併任。市選挙管理委員会事務局に設置されているグループについては、事務分掌図のページを参照。
 ※4 区選挙管理委員会事務局職員は、各区振興課(中区及び西区は区振興課及びまちづくり推進課、東区及び南区は区振興課及び区民生活課)職員が併任。各区選挙管理委員会事務局に設置されているグループについては、事務分掌図のページを参照。

農業委員会事務局職員は農地利用課職員が併任。

○浜松市事務分掌規則

平成19年2月1日

浜松市規則第3号

改正 (略)

令和2年3月24日浜松市規則第5号

浜松市事務分掌規則（平成9年浜松市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織及びその分掌事務等について必要な事項を定める。

（課等）

第2条 浜松市事務分掌条例（昭和46年浜松市条例第39号）第1条に規定する部及び浜松市保健所条例（昭和49年浜松市条例第29号）第1条に規定する保健所に次の表に掲げる課等を置く。

部等	課等
企画調整部	企画課 広聴広報課 国際課 情報政策課
総務部	秘書課 人事課 政策法務課 職員厚生課 文書行政課
財務部	財政課 アセットマネジメント推進課 公共建築課 調達課 技術監理課 税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課
市民部	市民生活課 市民協働・地域政策課 UD・男女共同参画課 創造都市・文化振興課 スポーツ振興課 文化財課 中央図書館
健康福祉部	福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課 健康医療課 病院管理課 健康増進課
保健所	保健総務課 生活衛生課
子ども家庭部	次世代育成課 子育て支援課 幼児教育・保育課
環境部	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課 廃棄物処理課 産業廃棄物対策課
産業部	産業総務課 産業振興課 企業立地推進課 エネル

	ギ一政策課 観光・シテイプロモーション課 農業水産課 農業振興課 農地整備課 農地利用課 林業振興課
都市整備部	都市計画課 土地政策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課 緑政課 公園課
土木部	道路企画課 道路保全課 河川課

2 会計管理者の権限に属する事務及びこの規則によりその所管事項となった事務を処理するため、会計課を置く。

(平19規則107・平19規則110・平20規則7・平20規則77・平21規則7・平21規則63・平22規則5・平22規則41・平23規則37・平24規則10・平24規則66・平25規則4・平27規則21・平27規則84・平28規則10・平29規則5・平30規則3・一部改正)

(課等の分掌事務)

第3条 浜松市事務分掌条例第1条に規定する危機管理課及び前条第1項に規定する課等の分掌事務の概目は、次のとおりとする。

危機管理課

- (1) 災害対策、国民保護その他の危機管理（市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下この項及び第6条において同じ。）に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地域防災計画及び国民保護計画に関すること。
- (3) 津波対策の推進及び総合調整に関すること。
- (4) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の総括に関すること。
- (5) 防災意識その他の危機管理に係る意識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 自主防災組織に係る事務の総括に関すること。
- (7) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部に関すること。
- (8) 防災学習センターに関すること。
- (9) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。
- (10) 危機管理に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- (11) 他部局との総合調整に関すること。

企画調整部

企画課

- (1) 市の総合計画に関すること。
- (2) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 地方創生及びSDGsの総合調整に関すること。
- (4) 区制度に関すること。
- (5) 大都市制度の調査及び研究に関すること。
- (6) 指定都市市長会等に関すること。
- (7) 地方分権の推進に関すること。
- (8) 広域行政に関すること。
- (9) 大学等高等教育機関との連携に関すること。
- (10) 市政運営会議等に関すること。
- (11) 総合教育会議に関すること。
- (12) 東京事務所との連絡調整に関すること。
- (13) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (14) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

広聴広報課

- (1) 広聴及び広報に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 窓口の案内業務に係る事務及びその総括に関すること。
- (3) 市政情報の発信に関すること。
- (4) 報道機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 広報刊行物の発行に関すること。

国際課

- (1) 国際化施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 多文化共生の推進に関すること。
- (3) 外国人市民共生審議会に関すること。
- (4) 公益財団法人浜松国際交流協会との総合調整に関すること。

情報政策課

- (1) 情報政策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (3) 情報基盤の整備、管理及び運用に関すること。
- (4) 地域情報センターに関すること。

総務部

秘書課

- (1) 市長及び副市長の秘書に関する事。
- (2) 儀式及び交際に関する事。
- (3) 栄典及び表彰に関する事。
- (4) 市長会、市政事務研究会等に関する事。
- (5) 行事に係る共催及び後援名義の総括に関する事。
- (6) 市長の資産等の公開に関する事。
- (7) 市勢功労者表彰審査委員会に関する事。

人事課

- (1) 職員の定数及び配置に関する事。
- (2) 行政組織に関する事。
- (3) 職員の任命、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (4) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (5) 職員の給与、退職手当及び児童手当に関する事。
- (6) 職員の人事評価に関する事。
- (7) 職員の研修に係る事務並びにその企画及び調整に関する事。
- (8) 職員団体及び労働団体に関する事。
- (9) 職員懲戒審査委員会に関する事。
- (10) 特別職報酬等審議会に関する事。
- (11) 他の執行機関との総合調整に関する事。
- (12) 部の予算及び決算の総括に関する事。
- (13) 部内及び他部局との総合調整に関する事。

政策法務課

- (1) 政策法務の推進に関する事。
- (2) 条例、規則等の制定改廃に関する事。
- (3) 事務事業の執行に係る法的助言に関する事。
- (4) 訴訟、不服申立て等の総括に関する事。
- (5) 相談弁護士に関する事。
- (6) 行財政改革に係る事務の総括に関する事。
- (7) 事務改善の企画及び指導に関する事。

- (8) 外郭団体関与の総括に関する事。
- (9) 附属機関の総括に関する事。
- (10) 内部統制制度の総括に関する事。
- (11) 外部監査制度に関する事。
- (12) 行政不服審査会に関する事。

職員厚生課

- (1) 職員の福利厚生企画、調整及び実施に関する事。
- (2) 職員の安全衛生に関する事。
- (3) 職員の保健及び健康診断に関する事。
- (4) 職員の被服に関する事。
- (5) 職員の公務災害補償等に関する事。
- (6) 地方公務員災害補償基金に関する事。
- (7) 静岡県市町村職員共済組合及び職員厚生会に関する事。
- (8) 退職料、遺族扶助料等に関する事。
- (9) 公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関する事。

文書行政課

- (1) 行政区域に関する事。
- (2) 市町村合併等に伴う証明書の発行に係る事務の総括に関する事。
- (3) 文書及び公印の管理並びにその総括に関する事。
- (4) 情報公開及び個人情報保護に係る事務並びにその総括に関する事。
- (5) 住居表示に係る事務の総括に関する事。
- (6) 統計に係る事務の総括に関する事。
- (7) 自衛官の募集に関する事。
- (8) 情報公開・個人情報保護委員会に関する事。
- (9) 行政区画等審議会に関する事。
- (10) 他の部課に属しない事。

財務部

財政課

- (1) 財政全般の企画及び調整に関する事。
- (2) 予算編成、予算執行計画、資金調整及び資金配当に関する事。
- (3) 財政事情の公表及び調整に関する事。

- (4) 市議会議案の調製及び議決等の処理に関する事。
- (5) 地方交付税に関する事。
- (6) 市債に関する事。
- (7) 宝くじに関する事。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (9) 部の予算及び決算の総括に関する事。
- (10) 部内及び他部局との総合調整に関する事。

アセットマネジメント推進課

- (1) 公有財産の総括及び管理の指導に関する事。
- (2) 公有財産の有効活用に関する事。
- (3) 公の施設の総括に関する事。
- (4) 公共建築物の保全及び長寿命化の総括に関する事。
- (5) 普通財産の取得、管理、処分及び調整に関する事。
- (6) 公有財産台帳の整理に関する事。
- (7) 市有財産の保険及び共済に関する事。
- (8) 本庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の部課の配置に関する事。
- (9) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関する事。
- (10) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区との総合調整に関する事。

公共建築課

- (1) 公共建築物（市営住宅を除く。）の建設に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (2) 公共建築物の建築工事及び設備工事の設計及び監理に関する事。
- (3) 公共建築物の長寿命化推進事業に関する事。
- (4) 公共建築物の耐震化推進事業に関する事。
- (5) 公共建築物のユニバーサルデザインの推進に関する事。
- (6) 公共建築物の保全に係る指導、助言及び相談に関する事。

調達課

- (1) 工事その他の請負契約に係る事務及びその総括に関する事。
- (2) 物品の購入及び修繕に係る事務並びにその総括に関する事。
- (3) 契約制度等の調査研究に関する事。
- (4) 業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関する事。
- (5) 物品の規格統一に関する事。

- (6) 市収入証紙に関すること。
- (7) 不用品の処分に関すること。
- (8) 入札監視委員会に関すること。

技術監理課

- (1) 建設工事の施工検査に関すること。
- (2) 建設工事の品質確保に寄与した事業者及び技術者の表彰に関すること。
- (3) 建設工事関連業務委託の検査に関すること。
- (4) 建設工事に供する材料の検査に関すること。
- (5) 建設工事の設計内容の確認に関すること。
- (6) 建設工事の技術管理、積算及び品質確保に関すること。
- (7) 公共事業の事業評価に関すること。
- (8) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (9) 建設工事に関する職員の技術研修に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものに限る。）の調整に関すること。
- (11) 建設副産物に係る施策の企画及び調整に関すること。

税務総務課

- (1) 税務行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 税務事務の総括に関すること。
- (3) 市税の収納管理に関すること。
- (4) 市税の口座振替に関すること。
- (5) 市税の督促に関すること。
- (6) 市税の過誤納金の還付に関すること。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関すること。

市民税課

- (1) 個人市民税、個人県民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の賦課等に関すること。
- (2) 所管に係る税の申告書及び届出書等の受付並びにその総括に関すること。
- (3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に係る事務並びにその総括に関すること。
- (4) 所管に係る税に関する証明及びその総括に関すること（収納に関するものを除く。）。

資産税課

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課等に関する事。
- (2) 固定資産の評価に関する事。
- (3) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (4) 不動産取得税の申告書及び報告書に関する事。
- (5) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧並びにその総括に関する事。
- (6) 所管に係る税の申告書及び届出書等の受付並びにその総括に関する事。
- (7) 所管に係る税に関する証明及びその総括に関する事(収納に関するものを除く。)

収納対策課

- (1) 市税及び国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関する事(市長が指定したものに限る。)
- (2) 未収債権の徴収及び徴収に係る助言等に関する事。
- (3) 未収債権に係る調査及び総合調整に関する事。
- (4) 市税及び個人県民税の収納に係る証明並びにその総括に関する事。
- (5) 特別滞納対策室に関する事。
- (6) 静岡地方税滞納整理機構との連絡調整に関する事。

市民部

市民生活課

- (1) 市民安全に係る企画、調整及び実施に関する事。
- (2) 暴力追放運動に関する事。
- (3) 航空自衛隊浜松基地問題に関する事。
- (4) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に係る区役所事務の総括に関する事。
- (5) 旅券の申請、交付等に係る事務の総括に関する事。
- (6) 埋火葬及び改葬の許可に係る事務の総括に関する事。
- (7) 斎場に係る事務の総括に関する事。
- (8) 墓園、墓地及び納骨堂に係る事務及びその総括に関する事。
- (9) 暮らしのセンターに関する事。
- (10) 静岡県公安委員の推薦及び静岡県警察本部浜松市警察部との連絡調整に関する事。
- (11) 部の予算及び決算の総括に関する事。

(12) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

市民協働・地域政策課

- (1) 市民協働に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 地域の振興に関すること。
- (3) 区役所に係る総合調整に関すること。
- (4) 新市建設計画に関すること。
- (5) 中山間地域の振興の総括に関すること。
- (6) 地域住民組織との連絡調整に係る事務の総括に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人の認定等に関すること。
- (8) 地縁による団体の認可の総括に関すること。
- (9) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の総括に関すること。
- (10) コミュニティの推進に関すること。
- (11) 市域への移住及び定住の促進に関すること。
- (12) 成人式の総括に関すること。
- (13) 区長会議に関すること。
- (14) 市民協働センターに関すること。
- (15) 市民協働推進委員会に関すること。
- (16) 区協議会の総括に関すること。

UD・男女共同参画課

- (1) ユニバーサル社会の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に関すること。
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に係る事務の総括に関すること。
- (4) 男女共同参画の啓発及び相談に関すること。
- (5) 女性活動の促進に関すること。
- (6) 男女共同参画の推進拠点に関すること。
- (7) ユニバーサルデザイン審議会に関すること。
- (8) 男女共同参画審議会に関すること。

創造都市・文化振興課

- (1) 文化芸術及び音楽文化の施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 創造都市の推進及び総合調整に関すること。

- (3) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 文化を担う人材の育成に関すること。
- (5) 市民文化創造拠点施設及び音楽文化の振興のための施設の整備に関すること。
- (6) 生涯学習施設の総括に関すること。
- (7) アクトシティ浜松、楽器博物館、茶室、旧浜松銀行協会、男女共同参画・文化芸術活動推進センター、鴨江アートセンター及び浜松科学館に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松市文化振興財団との総合調整に関すること。
- (9) 文化芸術関係団体及び音楽関係団体との連絡調整に関すること。

スポーツ振興課

- (1) スポーツ振興の施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) スポーツ行事の実施及びその総括に関すること。
- (3) スポーツ行事の誘致等に関すること。
- (4) 小・中学校スポーツ施設の利用の総括に関すること。
- (5) レクリエーションスポーツに関すること。
- (6) 浜松アリーナ、花川運動公園（庭球場 会議室 競技管理室 ゲートボール場 自由広場）、四ツ池公園（陸上競技場 浜松球場 第2野球場 自由広場）及び古橋廣之進記念浜松市総合水泳場に関すること。
- (7) 公益財団法人浜松市体育協会との総合調整に関すること。
- (8) スポーツ振興団体との連絡調整に関すること。

文化財課

- (1) 文化財に関すること。
- (2) 賀茂真淵記念館に関すること。
- (3) 博物館に関すること。
- (4) 美術館との連絡調整に関すること。

中央図書館

- (1) 中央図書館に関すること。
- (2) 市史に関すること。
- (3) 地区図書館に関すること。

健康福祉部

福祉総務課

- (1) 福祉に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

- (2) 地域福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 生活保護の総括に関すること。
- (4) 生活保護法による施設の設置、認可及び指導に関すること。
- (5) 生活保護法に係る指定医療機関及び指定介護機関の指定、指導等に関すること。
- (6) 生活保護法の施行に係る事務監査に関すること。
- (7) 生活困窮者自立支援の総括に関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援法による生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。
- (9) 社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。
- (10) 社会福祉施設の指導監査に関すること。
- (11) 民生委員及び児童委員に係る事務の総括に関すること。
- (12) 災害救助、水難救護及び漂流物等に関すること。
- (13) 災害見舞及び被災者の援護に係る事務の総括に関すること。
- (14) 日本赤十字社に係る事業の総括に関すること。
- (15) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護の総括に関すること。
- (16) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護の総括に関すること。
- (17) 旧軍人及び旧軍属の恩給及び叙位叙勲に関すること。
- (18) 成年後見制度の利用の促進及び総合調整に関すること。
- (19) 福祉交流センターに関すること。
- (20) 人権啓発センターに関すること。
- (21) 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- (22) 社会福祉審議会に関すること。
- (23) 民生委員推薦会に関すること。
- (24) 人権施策推進審議会に関すること。
- (25) 災害弔慰金等支給審査委員会に関すること。
- (26) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との総合調整に関すること。
- (27) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (28) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

障害保健福祉課

- (1) 障害者及び障害児の福祉に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るもの

を除く。)及び児童福祉法(障害児に係るものに限る。)の施行に係る事務並びにその総括に関する事。

- (3) 障害者及び障害児に関する相談の総括に関する事。
- (4) こころの健康相談に関する事。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法(障害児に係るものに限る。)に係る施設の設置、認可及び指導に関する事。
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等の指定及びその更新に関する事。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監督に関する事。
- (8) 障害者及び障害児の援護の総括に関する事。
- (9) 障害者の虐待防止に係る事務及びその総括に関する事。
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務及びその総括に関する事。
- (11) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務の総括に関する事。
- (12) 障害者スポーツの振興に関する事。
- (13) 心身障害者扶養共済制度の総括に関する事。
- (14) 障害者の就労支援に関する事。
- (15) 障害者の福祉避難所に関する事。
- (16) 発達医療総合福祉センター、根洗学園及び浜北障害者生活介護施設光の園に関する事。
- (17) 障害者更生相談所との連絡調整に関する事。
- (18) 障害支援区分審査会の総括に関する事。
- (19) 障害者施策推進協議会及び精神保健福祉審議会に関する事。
- (20) 社会福祉法人浜松市社会福祉事業団との総合調整に関する事。
- (21) 浜名学園組合との連絡調整に関する事。

高齢者福祉課

- (1) 高齢者の保健福祉に係る施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 老人福祉法の施行に係る事務の総括に関する事。
- (3) 老人福祉に係る施設の設置、認可及び指導に関する事。
- (4) 軽費老人ホームに係る事務の総括に関する事。
- (5) 高齢者の生きがい事業等に係る事務の総括に関する事。
- (6) 全国健康福祉祭の実施に係る事務に関する事。
- (7) 高齢者の保健福祉に係る総合相談の総括に関する事。

- (8) 高齢者の生活支援に係る事務の総括に関する事。
- (9) 地域支援事業に係る事務の総括に関する事。
- (10) 在宅医療と介護との連携の推進に関する事。
- (11) 地域包括支援センターに係る事務の総括に関する事。
- (12) 高齢者の虐待防止に係る事務の総括に関する事。
- (13) 高齢者の福祉避難所に関する事。
- (14) ふれあい交流センターに係る事務の総括に関する事。
- (15) 地域包括支援センター運営協議会に関する事。
- (16) 公益社団法人浜松市シルバー人材センターとの総合調整に関する事。
- (17) 養護老人ホームとよおか管理組合との連絡調整に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険事業の企画、調整及び総括に関する事。
- (2) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に係る事務の総括に関する事。
- (3) 指定居宅サービス事業者等の指定並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可並びにこれらの更新に関する事。
- (4) 指定居宅サービス事業者等、介護老人保健施設及び介護医療院の指導及び監督に関する事。
- (5) 介護保険運営協議会に関する事。
- (6) 介護認定審査会の総括に関する事。

国保年金課

- (1) 国民健康保険事業の企画、調整及び総括に関する事。
- (2) 後期高齢者医療に係る事務の総括に関する事。
- (3) 特定健康診査、特定保健指導等の実施に関する事。
- (4) 国民年金に係る事務の総括に関する事。
- (5) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (6) 国民健康保険団体連合会との連絡調整に関する事。
- (7) 静岡県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。

健康医療課

- (1) 保健医療施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 夜間救急室に関する事。
- (3) 精神保健福祉センター、看護専門学校及び保健環境研究所との連絡調整に関する事。

と。

- (4) 保健医療審議会及び予防接種健康被害調査委員会に関すること。
- (5) 医療関係団体との連絡調整に関すること。

病院管理課

- (1) 病院事業の企画、運営及び調査に関すること。
- (2) 浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院に関すること。
- (3) 佐久間病院との連絡調整に関すること。
- (4) 病院事業評価委員会に関すること。
- (5) 公益財団法人浜松市医療公社との総合調整に関すること。

健康増進課

- (1) 健康づくりの施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域保健活動の総括に関すること。
- (3) 保健師の活動の統括に関すること。
- (4) 母子保健に係る事業の総括に関すること。
- (5) 予防接種に係る事務の総括に関すること。
- (6) がん検診等に係る事務の総括に関すること。
- (7) 栄養に係る事業の総括に関すること。
- (8) 受動喫煙防止対策に関すること。
- (9) 小児慢性特定疾病対策に係る事務に関すること。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に関する
こと。
- (11) 不妊治療等支援事業に関すること。
- (12) 難病対策に係る事務及びその総括に関すること。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理等に係る事務及びその総括に関すること。
- (14) 保健センター等の総括に関すること。
- (15) 口腔保健医療センターに関すること。
- (16) 母子保健推進会議に関すること。
- (17) 指定難病審査会に関すること。
- (18) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (19) 歯科保健推進会議に関すること。

保健所

保健総務課

- (1) 人口動態統計その他地域保健に係る事務及びその総括に関する事
- (2) 医事及び薬事に係る事務並びにその総括に関する事
- (3) 医療相談に関する事
- (4) 食品、添加物等の検査に係る精度管理に関する事
- (5) 健康危機管理等に関する事
- (6) 狂犬病予防に係る事務及びその総括に関する事
- (7) 化製場等に係る事務及びその総括に関する事
- (8) 保健所施設の維持管理に関する事
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請、届出等の受付等に係る事務に関する事
- (10) 保健所内業務の連絡調整に関する事

生活衛生課

- (1) 食品衛生に係る事務及びその総括に関する事
- (2) 旅館業、興行場営業、浴場業その他生活衛生関係営業に係る事務及びその総括に関する事
- (3) 温泉の利用に係る事務及びその総括に関する事
- (4) 飲料水及び遊泳用プールの指導に係る事務並びにその総括に関する事
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に係る事務及びその総括に関する事
- (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可、立入検査等に係る事務並びにその総括に関する事
- (7) 感染症の予防及び対策に係る事務並びにその総括に関する事
- (8) 衛生害虫等の防除指導等に係る事務及びその総括に関する事
- (9) 生活衛生関係営業諸団体の指導等に関する事
- (10) 栄養の改善に係る事務及びその総括に関する事
- (11) 感染症診査協議会に関する事

こども家庭部

次世代育成課

- (1) 少子化対策及び子ども・若者育成支援に係る総合的な施策の企画及び調整に関する事
- (2) 放課後児童健全育成事業の総括に関する事

- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 私学振興（幼稚園に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 家庭教育の推進に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援法の施行に係る指導監査に関すること。
- (7) 認定こども園、家庭的保育事業等及び認可外保育施設の指導監査に関すること。
- (8) 浜松こども館及び青少年の家に関すること。
- (9) 青少年育成センターに関すること。
- (10) いじめ問題再調査委員会に関すること。
- (11) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (12) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

子育て支援課

- (1) 子育て支援に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 子育て支援に係る情報の収集及び人材育成に関すること。
- (3) 児童福祉法（障害児、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係るものを除く。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務の総括に関すること。
- (4) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る施設（障害児、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係るものを除く。）の設置、認可及び指導に関すること。
- (5) 発達障害児の支援（障害福祉サービスに係るものを除く。）に関すること。
- (6) 発達障害者支援センターに関すること。
- (7) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務の総括に関すること。
- (8) 遺児等の援護に係る事務の総括に関すること。
- (9) 乳幼児、小・中学生、高校生世代及び母子家庭等に対する医療費の助成に係る事務の総括に関すること。
- (10) 要保護児童対策及び売春防止法に係る対策の総括並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に係る対策の実施に関すること。
- (11) 子育て情報センターに関すること。
- (12) 児童相談所との連絡調整に関すること。

幼児教育・保育課

- (1) 幼児教育及び保育に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 児童福祉法（保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等に係るものに限る。）の

施行に係る事務の総括に関すること。

- (3) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務の総括に関すること。
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に係る事務の総括に関すること。
- (5) 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の施設の設置、認可等及び指導に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認及び指導に関すること。
- (7) 特別保育事業の総括に関すること。
- (8) 私学振興（幼稚園に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 認可外保育施設に係る事務（指導監査を除く。）に関すること。
- (10) 幼稚園及び保育園に関すること。

環境部

環境政策課

- (1) 環境施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 環境基本計画の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) 環境影響評価に関すること。
- (5) 環境教育の推進に関すること。
- (6) 生物多様性の保全に関すること。
- (7) 環境審議会に関すること。
- (8) 環境影響評価審査会に関すること。
- (9) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (10) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

環境保全課

- (1) 環境保全の推進及び啓発に関すること。
- (2) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に関すること。
- (3) 公害及び環境保全に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 地下水の保全対策に係る事務及びその総括に関すること。
- (5) 特定化学物質の排出等の管理に関すること。
- (6) 浜名湖及び佐鳴湖の水質浄化のための事業場等への指導及び市民への啓発並びにその総括に関すること。

ごみ減量推進課

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) ごみ減量及び資源循環の施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関すること。
- (4) 環境美化の推進に関すること。
- (5) 浄化槽に係る事務及びその総括に関すること。
- (6) 一般財団法人浜松市清掃公社との総合調整に関すること。

廃棄物処理課

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備及びその総括に関すること。
- (2) 旧清掃工場及び旧埋立処分場の管理並びにその総括に関すること。
- (3) し尿処理施設の管理運営に関すること。
- (4) 西部清掃工場に関すること。
- (5) 新清掃工場の整備に関すること。
- (6) 一般廃棄物の処理に係る事務及びその総括に関すること。
- (7) ごみ集積所の適正管理の総括に関すること。
- (8) 北部収集窓口センターに関すること。
- (9) 清掃事業所及び環境事業所との連絡調整に関すること。

産業廃棄物対策課

- (1) 産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進に関すること。
- (2) 環境基本計画に基づく産業廃棄物に係る事業の推進に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業等の許可、指導等に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設の設置の許可、指導等に関すること。
- (5) 産業廃棄物の適正処理促進のための監視及び指導に関すること。
- (6) 産業廃棄物の処理に係る相談及び苦情処理並びにその総括に関すること。
- (7) 不法投棄の未然防止に係る対策の実施及びその総括に関すること。

産業部

産業総務課

- (1) 産業政策全般の企画及び調整に関すること。
- (2) 中小企業の金融対策の企画、調整及び実施に関すること。
- (3) 勤労者の福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 雇用の促進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。

- (5) 経済対策に関すること。
- (6) 流通及び貿易の振興に関すること。
- (7) 臨時運行許可に係る事務の総括に関すること。
- (8) 電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に係る事務に関すること。
- (9) 公共職業安定所との一体的な行政サービスの提供に関すること。
- (10) 勤労会館及び勤労青少年ホームに関すること。
- (11) 計量検査所に関すること。
- (12) 公営競技室に関すること。
- (13) 労働教育協議会に関すること。
- (14) 公益財団法人浜松市勤労福祉協会との総合調整に関すること。
- (15) モーターボート競走事業及び浜名湖競艇企業団との連絡調整に関すること。
- (16) 商工会議所その他産業振興関係団体との連絡調整に関すること。
- (17) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (18) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

産業振興課

- (1) 産業振興の基本的施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 新産業の創出に関すること。
- (3) 創業支援に関すること。
- (4) 既存産業における技術の高度化及び地場産業の振興に関すること。
- (5) 産業振興における産学官の連携に関すること。
- (6) 中小企業の海外ビジネス展開支援に関すること。
- (7) 首都圏における企業、研究機関等の誘致等に関すること。
- (8) 中心市街地活性化施策の総合調整に関すること。
- (9) 大型集客施設の立地に関すること。
- (10) 商店街の活性化に関すること。
- (11) 総合産業展示館、ギャラリーモール及び舞阪サテライトオフィスに関すること。
- (12) 商業集積審議会及び大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- (13) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構及び株式会社なゆた浜北との総合調整に関すること。

企業立地推進課

- (1) 企業、研究機関等の誘致等及びその総合調整に関すること。

- (2) 工場用地の開発調整及び支援に関すること。
- (3) 工場立地法の施行に係る事務に関すること。
- (4) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画の推進に関すること。
- (5) 新・産業集積エリア開発事業の企画、調整及び実施に関すること。

エネルギー政策課

- (1) エネルギー政策に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 新エネルギーの導入促進に関すること。
- (3) エネルギーの効率的な利用の推進に関すること。
- (4) スマートシティの推進に関すること。

観光・シティプロモーション課

- (1) 観光・コンベンションの振興及びシティプロモーションに係る事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 産業分野における海外展開の調整に関すること。
- (3) 外国人観光客誘致の推進に関すること。
- (4) 広域観光に関すること。
- (5) 観光施設等の整備及び維持管理の総括に関すること。
- (6) ふるさと納税寄附金に関すること。
- (7) フィルムコミッション推進室に関すること。
- (8) 公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローとの総合調整に関すること。
- (9) 観光関係団体との連絡調整に関すること。

農業水産課

- (1) 農林水産業の振興に係る施策の企画に関すること。
- (2) 農業振興基本計画等の策定及び調整に関すること。
- (3) 農業団体、林業団体及び漁業団体の指導及び検査に関すること。
- (4) 水産業の生産振興に関すること。
- (5) 水産業の被害対策に関すること。
- (6) スマート農業の推進に関すること。
- (7) 村瀬漁港及び舞阪水産物荷さばき所に関すること。
- (8) フルーツパークに関すること。
- (9) 中央卸売市場との連絡調整に関すること。

- (10) 食肉地方卸売市場との連絡調整に関する事。
- (11) 農業関係団体及び水産業関係団体との連絡調整に関する事。

農業振興課

- (1) 農業の振興に係る施策の実施に関する事。
- (2) 農業の担い手育成に係る事務に関する事。
- (3) 農業の生産振興に係る事務に関する事。
- (4) 農業の被害対策に係る事務に関する事。
- (5) 家畜の防疫に係る事務に関する事。
- (6) 肥料、農薬及び植物防疫に係る事務に関する事。
- (7) 獣医師に係る届出の受付及び診療簿等の検査に関する事。
- (8) 飼育動物の診療施設に係る届出の受付及び立入検査等に関する事。
- (9) 有害鳥獣対策に係る事務に関する事。
- (10) 優良種苗等の研究開発に関する事。
- (11) 農業バイオセンターの管理に関する事。

農地整備課

- (1) 土地改良法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 農業農村整備事業に係る事務に関する事。
- (3) 国営三方原用水事業、国営天竜川下流用水事業及び国営浜名湖北部用水事業に係る事務に関する事。
- (4) 県営土地改良事業に係る事務に関する事。
- (5) 土地改良財産に係る事務に関する事。
- (6) 土地改良事業関係団体に係る事務に関する事。
- (7) 農業に係る防災事業及び災害復旧事業に関する事。
- (8) 農村環境改善センター、奥浜名湖田園空間博物館総合案内所及び農村公園に関する事。

農地利用課

- (1) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (2) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (3) 農地中間管理事業に関する事。
- (4) 耕作放棄地対策事業に関する事。

林業振興課

- (1) 森林政策の総合調整に関する事務。
- (2) 森林・林業ビジョン等の策定及び調整に関する事務。
- (3) 森林の整備及び保護並びに治山に係る事務に関する事務。
- (4) 森林経営計画等の認定に係る事務に関する事務。
- (5) 林業振興及び木材需要の拡大に係る事務に関する事務。
- (6) 林道その他の林業施設の整備及び災害復旧事業に係る事務に関する事務。
- (7) 鳥獣の保護に係る事務に関する事務。
- (8) 民有林の開発行為の許可に関する事務。
- (9) 保安林に係る事務に関する事務。
- (10) 天竜林業体育館に関する事務。
- (11) 天竜森林事務所に関する事務。
- (12) 森林関係団体及び林業関係団体との連絡調整に関する事務。

都市整備部

都市計画課

- (1) 都市計画に係る調査、計画及び調整並びにその総括に関する事務。
- (2) 都市計画決定（都市計画公園等に係るものを除く。）及び都市計画決定の総括に関する事務。
- (3) 立地適正化計画の区域内における届出等に関する事務。
- (4) 社会資本整備総合交付金等の総合調整に関する事務。
- (5) 都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務。
- (6) 組合等が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業に伴う審査請求に関する事務。
- (7) 北部都市整備事務所との連絡調整に関する事務。
- (8) 都市計画審議会に関する事務。
- (9) 一般財団法人浜松まちづくり公社との総合調整に関する事務。
- (10) 部の予算及び決算の総括に関する事務。
- (11) 部内及び他部局との総合調整に関する事務。

土地政策課

- (1) 国土利用計画浜松市計画の策定、指導及び調整に関する事務。
- (2) 国土利用計画法の施行に係る事務及びその総括に関する事務。
- (3) 景観及び屋外広告物に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務。

- (4) 住民協議による土地利用の推進及び調整に関すること。
- (5) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に係る事務に関すること。
- (6) 地区計画の区域内における届出等に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに係る事務及びその総括に関すること。
- (8) 地価公示及び地価調査に関すること。
- (9) 土地利用事業の指導及びその総括に関すること。
- (10) スマートタウン開発支援事業に関すること。
- (11) 都市計画法に基づく開発行為の許可等に関すること。
- (12) 都市計画法に基づく市街化調整区域における建築の許可等に関すること。
- (13) 宅地造成等規制法に基づく許可等に関すること。
- (14) 景観法及び浜松市景観条例に基づく届出等に関すること。
- (15) 浜松市屋外広告物条例に基づく許可等に関すること。
- (16) 開発審査会に関すること。
- (17) 土地利用審査会に関すること。
- (18) 景観審議会に関すること。

交通政策課

- (1) 総合的な都市交通体系の企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 公共交通事業の総括に関すること。
- (3) 天竜浜名湖線市町会議に関すること。
- (4) 浜松21世紀都市交通会議及び地域公共交通会議に関すること。
- (5) 市営駐車場に関すること。
- (6) 駐車場法及び建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく設置届等に係る事務及びその総括に関すること。

市街地整備課

- (1) 市街地再開発事業等の計画及び調整に関すること。
- (2) 市街地再開発事業の認可等に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の計画及び調整に関すること。
- (4) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為の許可等に関すること。
- (5) 市が施行する土地区画整理事業に関すること。

- (6) 組合等が施行する土地区画整理事業の認可等及び監督に関すること。
- (7) 農住組合法の施行に関すること。
- (8) 浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例に係る事務に関すること。
- (9) 土地区画整理審議会に関すること。

建築行政課

- (1) 建築行政に係る施策の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 建築基準法に基づく確認、検査、許可、認可及び道路の位置の指定等に関すること。
- (3) 違反建築物等の措置に関すること。
- (4) 特殊建築物等の定期報告及び防災指導等に関すること。
- (5) 狭い道路の拡幅整備に関すること。
- (6) 建築物等（公共建築物を除く。）の地震対策等に関すること。
- (7) 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく届出、指導及び調整に関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、指導及び助言に関すること。
- (9) 静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出、指導及び助言に関すること。
- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定、指導及び助言に関すること。
- (11) 静岡県地球温暖化防止条例に基づく届出等に関すること。
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものを除く。）及びその総括に関すること。
- (13) 建築基準法及び租税特別措置法に基づく証明書の交付に関すること。
- (14) 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関すること。
- (15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく計画の認定、指導及び助言に関すること。
- (16) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく計画の認定、指導及び助言に関すること。
- (17) 住宅金融支援機構からの受託業務に関すること。
- (18) 建築審査会及び建築紛争調停委員会に関すること。

住宅課

- (1) 住宅施策の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 市営住宅の建設に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (3) 市営住宅の建築工事の設計及び監理に関すること。
- (4) 市営住宅の管理運営に関すること。
- (5) 公的賃貸住宅等に係る事務に関すること。
- (6) 住宅施策の普及啓発に関すること。
- (7) 北部住宅管理事務所に関すること。
- (8) 市営住宅管理運営委員会に関すること。

緑政課

- (1) 公園緑地に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 緑の基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 都市計画公園等の都市計画決定に関すること。
- (4) 花と緑のまち・浜松の推進に関すること。
- (5) モザイカルチャー事業の推進及び普及啓発に関すること。
- (6) 緑地の保全及び緑化の推進並びにその総括に関すること。
- (7) 保存樹及び保存樹林に関すること。
- (8) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に係る事務の総括に関すること。
- (9) 風致地区及び特別緑地保全地区内における建築行為等の許可等に関すること。
- (10) 生産緑地に関すること。
- (11) 特定市民農園に関すること。
- (12) 緑化推進センターに関すること。
- (13) フラワーパークに関すること。
- (14) 動物園との連絡調整に関すること。
- (15) 公益財団法人浜松市花みどり振興財団との総合調整に関すること。

公園課

- (1) 都市公園等の調査及び計画に関すること。
- (2) 都市公園等に係る用地事務に関すること。
- (3) 都市公園等の設計及び建設に関すること。
- (4) 公園管理事務所との連絡調整に関すること。

土木部

道路企画課

- (1) 道路整備に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 高規格幹線道路及び直轄国道に係る調整に関すること。
- (3) 新東名高速道路、三遠南信自動車道その他の主要道路の建設促進に関すること。
- (4) 道路及び橋梁^{りょう}の新設及び改築の総括に関すること。
- (5) 交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。
- (6) 所管に係る用地事務の総括に関すること。
- (7) 交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の総括に関すること。
- (8) 交通安全対策会議に関すること。
- (9) 南土木整備事務所、北土木整備事務所、東・浜北土木整備事務所及び天竜土木整備事務所との連絡調整に関すること。
- (10) 部の予算及び決算の総括に関すること。
- (11) 部内及び他部局との総合調整に関すること。

道路保全課

- (1) 道路保全に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の総括に関すること。
- (3) 橋梁、トンネル等の長寿命化の推進に関すること。
- (4) 道路愛護事業及び街路樹愛護事業の総括に関すること。
- (5) 街路樹の育成及び管理の総括に関すること。
- (6) 道路の防災対策及び災害復旧事業の調整に関すること。
- (7) 道路及び河川等の占用等に係る事務の総括に関すること。
- (8) 道路の路線の認定、変更及び廃止に関すること。
- (9) 道路及び河川等の境界の確定に係る事務に関すること。
- (10) 道路工事に伴う交通規制の総括に関すること。
- (11) 車両制限令の施行に係る事務の総括に関すること。
- (12) 自転車等駐車場及び放置自転車等の対策の総括に関すること。
- (13) 静岡県土採取等規制条例に基づく届出等に係る事務の総括に関すること。
- (14) 国土調査法に基づく地籍調査事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (15) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に係る事務の総括に関すること。

河川課

- (1) 河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の整備に係る調査、企画及び調整に関すること。
 - (2) 河川等の維持管理の総括に関すること。
 - (3) 準用河川の指定に関すること。
 - (4) 道路及び河川等の防災対策の総括に関すること。
 - (5) 道路及び河川等の災害復旧事業の総括に関すること。
 - (6) 主要な河川の整備促進に関すること。
 - (7) 天竜川のダムに係る事業の総合調整に関すること。
 - (8) 海岸保全対策の総合調整に関すること。
 - (9) 河川愛護事業の総括に関すること。
 - (10) 港湾に係る施策の総合調整に関すること。
 - (11) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に係る事務の総括に関すること。
 - (12) 土砂災害対策事業の総合調整に関すること。
 - (13) 水防団の総括に関すること。
 - (14) 浜名湖係船対策の総括に関すること。
 - (15) 所管に係る用地事務の総括に関すること。
 - (16) 水防賞じゅつ金審査委員会に関すること。
- 2 前条第2項に規定する会計課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。
- (1) 現金（代用納付証券を含む。）、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
 - (2) 小切手の振出し及び公金振替書の交付に関すること。
 - (3) 現金及び財産の記録管理に関すること。
 - (4) 支出負担行為に係る債務確定の確認に関すること。
 - (5) 資金前渡、概算払、前金払及び繰替払に関すること。
 - (6) 支出命令の審査に関すること。
 - (7) 公金収納に関すること。
 - (8) 決算の調製に関すること。
 - (9) 指定金融機関等に関すること。
 - (10) 源泉徴収等に関すること。
 - (11) 在庫物品に関すること。
 - (12) 県収入証紙に関すること。

(13) 他部局との総合調整に関すること。

(平19規則99・平19規則107・平19規則110・平19規則118・平20規則7・平20規則71・平20規則77・平20規則83・平20規則93・平21規則7・平21規則60・平21規則63・平21規則82・平22規則5・平22規則31・平22規則41・平23規則3・平23規則37・平24規則10・平24規則56・平24規則57・平24規則58・平24規則59・平24規則66・平24規則72・平24規則77・平25規則4・平25規則50・平25規則68・平26規則8・平26規則40・平26規則51・平26規則53・平26規則65・平26規則87・平27規則21・平27規則84・平28規則10・平28規則71・平29規則5・平29規則63・平30規則3・平30規則43・平31規則4・一部改正)

(事業所)

第4条 次の表の左欄に掲げる部等に同表の右欄に掲げる第1種事業所を置く。

部等	第1種事業所
企画調整部	東京事務所
市民部	美術館
健康福祉部	障害者更生相談所 精神保健福祉センター 看護専門学校 保健環境研究所 佐久間病院
保健所	保健所浜北支所
こども家庭部	児童相談所
環境部	南清掃事業所 平和清掃事業所 浜北環境事業所 天竜環境事業所
産業部	中央卸売市場 食肉地方卸売市場
都市整備部	北部都市整備事務所 動物園 公園管理事務所
土木部	南土木整備事務所 北土木整備事務所 東・浜北土木整備事務所 天竜土木整備事務所

2 次の表の左欄に掲げる課及び第1種事業所に同表の右欄に掲げる第2種事業所を置く。

課及び第1種事業所	第2種事業所
収納対策課	特別滞納対策室
市民生活課	くらしのセンター

文化財課	博物館
美術館	秋野不矩美術館
中央図書館	地区図書館（天竜図書館 春野図書館 佐久間図書館 水窪図書館 龍山図書館）
福祉総務課	人権啓発センター
健康医療課	夜間救急室
保健環境研究所	食肉衛生検査所
健康増進課	口腔保健医療センター
次世代育成課	青少年育成センター
児童相談所	一時保護所
幼児教育・保育課	幼稚園（南の星幼稚園 和田幼稚園 与進幼稚園 豊西幼稚園 笠井幼稚園 中ノ町幼稚園 芳川幼稚園 花川幼稚園 豊岡幼稚園 三方原幼稚園 初生幼稚園 白脇幼稚園 飯田幼稚園 神久呂幼稚園 万斛幼稚園 有玉幼稚園 橋爪幼稚園 伊佐見幼稚園 和地幼稚園 北庄内幼稚園 村楡幼稚園 可美幼稚園 舞阪幼稚園 雄踏幼稚園 小松幼稚園 平口幼稚園 北浜南幼稚園 北浜中央幼稚園 北浜北幼稚園 北浜東幼稚園 中瀬幼稚園 上島幼稚園 赤佐幼稚園 赤佐西幼稚園 宮口幼稚園 新原幼稚園 二俣幼稚園 光明幼稚園 竜川幼稚園 熊幼稚園 上阿多古幼稚園 下阿多古幼稚園 犬居幼稚園 気田幼稚園 浦川幼稚園 佐久間幼稚園 西気賀幼稚園 伊目幼稚園 中川幼稚園 中央幼稚園 高台幼稚園 引佐幼稚園 金指幼稚園 奥山幼稚園 伊平幼稚園 引佐北部みさと幼稚園 尾奈幼稚園 大崎幼稚園 平山幼稚園 内野幼稚園） 保育園（南保育園 鴨江保育園 中ノ町保育園 花川保育園 神田原保育園 積志保育園 三方原保育園 笠井保育園 江西保育園 権現谷保育園 佐鳴台保育園 寺島保育園 西保育園 可美保育園 舞阪第1保育園 舞阪第2保育園 雄踏保育園 引佐保育園 三ヶ日保育園 都筑保育園）
廃棄物処理課	北部収集窓口センター

産業総務課	計量検査所 公営競技室
観光・シティプロモーション課	フィルムコミッション推進室
林業振興課	天竜森林事務所
住宅課	北部住宅管理事務所
動物園	動物愛護教育センター
天竜土木整備事務所	三遠南信自動車道整備事務所

3 第1項に規定する第1種事業所（佐久間病院を除く。）の分掌事務の概目は、次のとおりとする。

東京事務所

- (1) 各省庁その他関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 首都圏における市政に関連する情報の収集及び発信に関する事。
- (3) 首都圏におけるシティプロモーションに関する事。
- (4) その他首都圏における特命事項に関する事。

美術館

- (1) 美術館に関する事。
- (2) 新美術館の建設に関する事。
- (3) 秋野不矩美術館に関する事。

障害者更生相談所

- (1) 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事。
- (2) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事。
- (3) 身体障害者手帳及び療育手帳（児童に係るものを除く。）の交付の審査及び認定に関する事。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費及び自立支援医療（更生医療に係るものに限る。）の支給に係る判定に関する事。

精神保健福祉センター

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関する事。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものに関する事。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付に係る判定に関する事。

- (4) 自立支援医療(精神通院医療に係るものに限る。)の支給に係る判定に関する事。
- (5) 精神医療審査会に関する事。

看護専門学校

看護専門学校の管理運営に関する事。

保健環境研究所

- (1) 感染症及び食中毒に係る微生物検査及び寄生虫検査に関する事。
- (2) 食品、飲料水等に係る微生物検査及び化学物質検査に関する事。
- (3) 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、廃棄物等に係る測定及び検査に関する事。
- (4) 食肉衛生検査所に関する事。
- (5) その他生活衛生及び環境対策上必要な検査及び調査研究に関する事。

保健所浜北支所

- (1) 人口動態統計その他地域保健に係る事務に関する事(北区、浜北区及び天竜区に係るものに限る。以下この項において同じ。)
- (2) 医事及び薬事に関する事。
- (3) 狂犬病予防に関する事。
- (4) 化製場等に係る事務に関する事。
- (5) 食品衛生に関する事。
- (6) 旅館業、興行場営業、浴場業その他生活衛生関係営業に係る事務に関する事。
- (7) 温泉の利用に係る事務に関する事。
- (8) 飲料水及び遊泳用プールの指導に関する事。
- (9) 建築物の衛生的環境の確保に係る事務に関する事。
- (10) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可、立入検査等に関する事。
- (11) 感染症の予防及び対策に関する事。
- (12) 衛生害虫等の防除指導等に関する事。
- (13) 生活衛生関係営業諸団体の指導等に関する事。
- (14) 栄養の改善に係る事務に関する事。

児童相談所

- (1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事。
- (2) 児童及びその家庭についての調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関する事。

- (3) 前号に規定する調査及び判定に基づく児童及びその保護者の指導に関すること。
- (4) 要保護児童の保護措置等に関すること。
- (5) 療育手帳（児童に係るものに限る。）の交付の審査及び認定に関すること。
- (6) 一時保護所に関すること。

南清掃事業所

- (1) 南部清掃工場の管理運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

平和清掃事業所

- (1) 平和最終処分場、引佐最終処分場、舞阪吹上第2廃棄物最終処分場及び平和破碎処理センターの管理運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬、受入れ及び処理に関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

浜北環境事業所

- (1) 浜北環境センターの管理運営並びに浜北清掃センター及び旧埋立処分場の管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関すること。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

天竜環境事業所

- (1) 天竜ごみ処理工場及び水窪・佐久間クリーンセンターの管理に関する事。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬及び受入れに関する事。
- (3) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関する事。
- (4) 地域の清掃活動支援等に関する事。
- (5) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関する事。
- (6) ごみ集積所の適正管理に関する事。
- (7) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関する事。
- (8) 旧一般廃棄物処理施設（他の所管に係る施設を除く。）の維持管理に関する事（天竜区に係るものに限る。）。

中央卸売市場

- (1) 市場の企画、運営、統計及び調査に関する事。
- (2) 市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者及び買出人に関する事。
- (3) 施設の使用指定及び維持管理に関する事。
- (4) 卸売の業務に係る物品の品質管理に関する事。
- (5) 中央卸売市場開設運営協議会及び中央卸売市場取引委員会に関する事。

食肉地方卸売市場

- (1) と畜場の管理運営及び安全な食肉供給に関する事。
- (2) 市場の管理運営及び安定的な食肉流通に関する事。
- (3) 地方卸売市場取引委員会に関する事。

北部都市整備事務所

- (1) 都市計画に係る調査、計画及び調整に関する事（浜北区及び天竜区に係るものに限る。以下第25号及び第26号を除きこの項において同じ。）。
- (2) 都市計画決定（都市計画公園等に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 都市計画施設等（都市計画公園等を除く。）の区域における建築の許可等に関する事。
- (4) 国土利用計画浜松市計画の指導及び調整に関する事。
- (5) 国土利用計画法の施行に係る事務に関する事。
- (6) 住民協議による土地利用の推進及び調整に関する事。
- (7) 地区計画の区域内における届出等に関する事。
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いに係る事務に関する事。
- (9) 土地利用事業の指導に関する事。

- (10) 都市計画法に基づく市街化調整区域内における建築の許可等に関すること。
- (11) 景観法及び浜松市景観条例に基づく届出等に係る事務に関すること。
- (12) 浜松市屋外広告物条例に基づく許可等に関すること。
- (13) 駐車場法及び建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく設置届等に係る事務に関すること。
- (14) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為の許可等に関すること。
- (15) 建築基準法に基づく確認、検査、許可（定例的なもの及び仮設建築物に係るものに限る。）、認可及び道路の位置の指定等に関すること。
- (16) 違反建築物等の措置に関すること。
- (17) 特殊建築物等の定期報告及び防災指導等に関すること。
- (18) 狭い道路の拡幅整備に関すること。
- (19) 建築物等（公共建築物を除く。）の地震対策等に関すること。
- (20) 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく届出、指導及び調整に関すること。
- (21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、指導及び助言に関すること。
- (22) 静岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出、指導及び助言に関すること。
- (23) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定、指導及び助言に関すること。
- (24) 静岡県地球温暖化防止条例に基づく届出等に関すること。
- (25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものを除く。）に関すること。
- (26) 建築基準法及び租税特別措置法に基づく証明書の交付に関すること。
- (27) 住宅金融支援機構からの受託業務に関すること。

動物園

- (1) 動物園の管理運営に関すること。
- (2) 動物に係る調査、研究及び教育活動に関すること。
- (3) 傷病野生鳥獣の保護治療に関すること。
- (4) 動物愛護教育センターに関すること。

公園管理事務所

- (1) 都市公園及び児童遊園等（他の所管に係る公園施設を除く。）の管理運営に関する

こと。

- (2) 公園愛護会の育成に関すること。

南土木整備事務所

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関すること（中区、西区及び南区に係るものに限る。以下この項において同じ。）。

- (2) 所管に係る用地事務に関すること。

- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関すること。

- (4) 道路保全に係る事業の調整に関すること。

- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の調整に関すること。

- (6) 道路の維持管理の実施に関すること。

- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関すること。

- (8) 街路樹の育成及び管理に関すること。

- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関すること。

- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関すること。

- (11) 道路及び河川等の占用等に関すること。

- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関すること。

- (13) 道路工事に伴う交通規制に関すること。

- (14) 車両制限令の施行に関すること。

- (15) 自転車等駐車場に関すること。

- (16) 放置自転車等の対策に関すること。

- (17) 静岡県土採取等規制条例に基づく届出等に係る事務に関すること。

- (18) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関すること。

- (19) 河川等の整備及び維持管理の実施に関すること。

- (20) 海岸保全対策の調整に関すること。

- (21) 港湾に係る施策の調整及び整備に関すること。

- (22) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関すること。

- (23) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関すること。

- (24) 水防団に関すること。

- (25) 浜名湖係船施設整備の調整及び実施に関すること。

- (26) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務

(道路及び河川区域内に係るものに限る。) に関すること。

(27) 建設副産物に係る施策の実施に関すること。

北土木整備事務所

(1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関すること(北区に係るものに限る。以下この項において同じ。)

(2) 所管に係る用地事務に関すること。

(3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関すること。

(4) 道路保全に係る事業の調整に関すること。

(5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路(以下この項において「河川等」という。)の管理の調整に関すること。

(6) 道路の維持管理の実施に関すること。

(7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関すること。

(8) 街路樹の育成及び管理に関すること。

(9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関すること。

(10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関すること。

(11) 道路及び河川等の占用等に関すること。

(12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関すること。

(13) 道路工事に伴う交通規制に関すること。

(14) 車両制限令の施行に関すること。

(15) 放置自転車等の対策に関すること。

(16) 静岡県土採取等規制条例に基づく届出等に係る事務に関すること。

(17) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関すること。

(18) 河川等の整備及び維持管理の実施に関すること。

(19) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関すること。

(20) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関すること。

(21) 水防団に関すること。

(22) 浜名湖係船施設整備の調整及び実施に関すること。

(23) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務(道路及び河川区域内に係るものに限る。)に関すること。

(24) 建設副産物に係る施策の実施に関すること。

東・浜北土木整備事務所

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関する事（東区及び浜北区に係るものに限る。以下この項において同じ。）。
- (2) 所管に係る用地事務に関する事。
- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関する事。
- (4) 道路保全に係る事業の調整に関する事。
- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の調整に関する事。
- (6) 道路の維持管理の実施に関する事。
- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関する事。
- (8) 街路樹の育成及び管理に関する事。
- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関する事。
- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関する事。
- (11) 道路及び河川等の占用等に関する事。
- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関する事。
- (13) 道路工事に伴う交通規制に関する事。
- (14) 車両制限令の施行に関する事。
- (15) 自転車等駐車場に関する事。
- (16) 放置自転車等の対策に関する事。
- (17) 静岡県土採取等規制条例に基づく届出等に係る事務に関する事。
- (18) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関する事。
- (19) 河川等の整備及び維持管理の実施に関する事。
- (20) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関する事。
- (21) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関する事。
- (22) 水防団に関する事。
- (23) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものに限る。）に関する事。
- (24) 建設副産物に係る施策の実施に関する事。

天竜土木整備事務所

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改築に関する事（天竜区に係るものに限る。以下この項において同じ。）。
- (2) 所管に係る用地事務に関する事。

- (3) 道路の交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の実施に関する事。
- (4) 道路保全に係る事業の調整に関する事。
- (5) 道路並びに河川、水路及び都市下水路（以下この項において「河川等」という。）の管理の調整に関する事。
- (6) 道路の維持管理の実施に関する事。
- (7) 道路愛護事業、街路樹愛護事業及び河川愛護事業に関する事。
- (8) 街路樹の育成及び管理に関する事。
- (9) 道路及び河川等の防災対策の実施に関する事。
- (10) 道路及び河川等の災害復旧事業の実施に関する事。
- (11) 道路及び河川等の占用等に関する事。
- (12) 道路の路線の認定、変更及び廃止並びに準用河川の指定に係る調整に関する事。
- (13) 道路工事に伴う交通規制に関する事。
- (14) 車両制限令の施行に関する事。
- (15) 放置自転車等の対策に関する事。
- (16) 静岡県土採取等規制条例に基づく届出等に係る事務に関する事。
- (17) 砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可、立入検査等に関する事。
- (18) 河川等の整備及び維持管理の実施に関する事。
- (19) 天竜川のダムに係る事業の調整に関する事。
- (20) 公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に関する事。
- (21) 土砂災害対策事業の調整及び実施に関する事。
- (22) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受付等に係る事務（道路及び河川区域内に係るものに限る。）に関する事。
- (23) 建設副産物に係る施策の実施に関する事。
- (24) 三遠南信自動車道整備事務所に関する事。

4 第2項に規定する第2種事業所の分掌事務の概目は、次のとおりとする。

特別滞納対策室

市税及び国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関する事（市長が指定したものに限る。）。

くらしのセンター

- (1) 消費者行政に係る企画、調整及び実施に関する事。
- (2) 消費生活センターに関する事。

- (3) 市民相談、交通事故相談等に関すること。
- (4) 法律相談に関すること。
- (5) 行政相談委員に係る国との連絡調整に関すること。
- (6) 食品の表示に係る製造業者等に対する指示等に関すること。

博物館

博物館に関すること。

秋野不矩美術館

秋野不矩美術館に関すること。

地区図書館

地区図書館に関すること。

人権啓発センター

人権擁護及び人権啓発事業の企画、実施及び総括に関すること。

夜間救急室

夜間救急室の管理運営に関すること。

食肉衛生検査所

- (1) と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許可、認可等に関すること。
- (2) と畜及び食鳥の検査等に関すること。
- (3) と畜場、食肉地方卸売市場及び食鳥処理場の食品衛生に関すること。
- (4) 作業衛生責任者及び食鳥処理衛生管理者の指導監督に関すること。

口腔保健医療センター

歯科保健事業の実施及びその総括に関すること。

青少年育成センター

- (1) 青少年健全育成会事業に関すること。
- (2) 青少年補導活動及び青少年環境浄化活動に関すること。
- (3) 青少年関係機関等との連絡調整に関すること。

一時保護所

一時保護所の管理運営に関すること。

幼稚園

幼稚園に関すること。

保育園

保育園の管理運営に関すること。

北部収集窓口センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 不法投棄の防止及び不法投棄廃棄物の収集運搬に関すること。
- (3) 地域の清掃活動支援等に関すること。
- (4) 一般廃棄物に関する相談、指導等に関すること。
- (5) ごみ集積所の適正管理に関すること。
- (6) 環境教育及び資源化事業等によるごみ減量の推進に関すること。

計量検査所

- (1) 計量器及び商品量目の検査に関すること。
- (2) 計量に係る指導及び啓発に関すること。

公営競技室

- (1) 小型自動車競走事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 小型自動車競走場の附帯施設等の利用及び整備に関すること。
- (3) 場外発売の資金及び臨時従業員賃金等に関すること。
- (4) 小型自動車競走制裁審議会に関すること。
- (5) 小型自動車競走関係団体との連絡調整に関すること。

フィルムコミッション推進室

フィルムコミッションの推進に関すること。

天竜森林事務所

- (1) 森林の整備及び保護並びに治山に係る事務に関すること（北区、浜北区及び天竜区に係るものに限る。以下この項において同じ。）。
- (2) 森林経営計画等の認定に係る事務に関すること。
- (3) 林業振興及び木材需要の拡大に係る事務に関すること。
- (4) 林道その他の林業施設の整備及び災害復旧事業に係る事務に関すること。
- (5) 鳥獣の保護に係る事務に関すること。
- (6) 保安林に係る事務に関すること。

北部住宅管理事務所

- (1) 市営住宅の建設に係る調査及び企画に関すること（北区、浜北区及び天竜区に係るものに限る。以下この項において同じ。）。
- (2) 市営住宅の管理運営に関すること。

(3) 住宅施策の普及啓発に関すること。

動物愛護教育センター

動物の愛護及び管理に係る事務並びにその総括に関すること。

三遠南信自動車道整備事務所

三遠南信自動車道関連道路の整備、防災対策及び調整に関すること。

(平19規則99・平20規則7・平20規則93・平21規則7・平21規則82・平22規則5・平23規則3・平23規則37・平24規則10・平24規則66・平25規則4・平26規則8・平27規則21・平27規則84・平28規則10・平29規則5・平30規則3・平31規則4・一部改正)

(職制)

第4条の2 危機管理監の事務(技術的事項に係るものに限る。)並びに都市整備部及び土木部の事務を統括する職として、技術統括監を置く。

(平29規則5・追加)

第5条 特定の政策に係る企画立案及び調整を行う職として、政策補佐官を置く。

2 政策補佐官を補佐し、特定の政策に係る企画立案及び調整を行う職として、政策調査官を置く。

(平28規則10・全改、平29規則5・令元規則2・一部改正)

第6条 危機管理を所掌する職として、危機管理監を置く。

2 危機管理監を補佐し、危機管理を所掌する職として、危機管理監代理を置く。

(平23規則37・全改、平25規則4・平28規則10・一部改正)

第7条 部に部長を置く。

2 保健所に所長を置く。

3 課に課長を、中央図書館に館長を置く。

4 第1種事業所(佐久間病院を除く。以下同じ。)に所長(美術館にあっては館長、看護専門学校にあっては校長、保健所浜北支所にあっては支所長、中央卸売市場及び食肉地方卸売市場にあっては市場長、動物園にあっては園長。以下「第1種事業所長等」という。)を置く。

5 第2種事業所に所長(博物館、秋野不矩美術館及び地区図書館にあっては館長、特別滞納対策室、夜間救急室、公営競技室及びフィルムコミッション推進室にあっては室長、幼稚園及び保育園にあっては園長。以下「第2種事業所長等」という。)を置く。

(平19規則107・平20規則7・平21規則7・平22規則5・平23規則

37・平24規則10・平24規則66・平26規則53・平27規則21・平27規則84・一部改正)

第8条 別表の1の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当部長を置く。

2 別表の2の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

(平20規則7・平21規則7・平21規則63・平22規則5・平23規則37・一部改正)

第9条 部に次長を置くことができる。

2 課に課長補佐を、中央図書館に館長補佐を置くことができる。

3 第1種事業所に副所長(美術館にあつては館長補佐、看護専門学校にあつては副校長、保健所浜北支所にあつては支所長補佐、中央卸売市場及び食肉地方卸売市場にあつては市場長補佐、動物園にあつては園長補佐。以下「第1種事業所副所長等」という。)を置くことができる。

(平19規則107・平20規則7・平21規則7・平22規則5・平24規則10・一部改正)

第10条 技術統括監、政策補佐官、危機管理監、部長、保健所長、担当部長、危機管理監代理、次長、政策調査官、課長(中央図書館長及び第1種事業所長等を含む。以下同じ。)、担当課長、課長補佐(館長補佐及び第1種事業所副所長等を含む。以下同じ。)及び第2種事業所長等は、職員のうちから市長が命じる。

2 技術統括監、政策補佐官、危機管理監、部長、保健所長、担当部長、危機管理監代理、次長、政策調査官、課長、担当課長、課長補佐及び第2種事業所長等は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平19規則107・平20規則7・平21規則7・平22規則5・平23規則37・平24規則10・平25規則4・平26規則53・平28規則10・平29規則5・令元規則2・一部改正)

第11条 会計管理者は、職員のうちから市長が命じる。

2 会計管理者は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職務代理)

第12条 技術統括監に事故があるときは、主管の部長がその職務を代理する。

2 危機管理監に事故があるときは、危機管理監代理がその職務を代理する。

- 3 部長に事故があるときは、次長（市長が特に必要があると認める事務については、担当部長）が、次長を置かないときは、主管の課長（市長が特に必要があると認める事務については、担当部長）又は担当課長がその職務を代理する。
- 4 保健所長に事故があるときは、主管の課長がその職務を代理する。
- 5 担当部長に事故があるときは、次長が、次長を置かないときは、主管の課長がその職務を代理する。
- 6 危機管理監代理に事故があるときは、危機管理課長がその職務を代理する。
- 7 次長に事故があるときは、主管の課長又は担当課長がその職務を代理する。
- 8 課長に事故があるときは、課長補佐が、課長補佐を置かないときは、主管の第2種事業所長等がその職務を代理する。
- 9 課長補佐に事故があるときは、主管の第2種事業所長等がその職務を代理する。

（平19規則107・平20規則7・平21規則7・平22規則5・平23規則37・平24規則10・平25規則4・平26規則53・平29規則5・一部改正）

第13条 会計管理者に事故があるときは、会計課長がその職務を代理する。

（職員の事務分担）

第14条 職員の事務分担は、課長が定める。

（平19規則107・平24規則10・一部改正）

（都市政策調整官等）

第15条 土地利用の推進及び社会資本の整備に係る総合調整を行う職として、都市整備部に都市政策調整官を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。

- 2 部に参与、参事及び副参事を、課等（第1種事業所及び会計課を含む。以下同じ。）に専門監、主幹、技監、副主幹、副技監及び教務主任を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。
- 3 危機管理に関する事項を所掌する組織に参与、参事及び副参事を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。
- 4 会計管理者の権限に属する事務を処理する組織に参与、参事及び副参事を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。
- 5 都市政策調整官、参与、参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹、副技監及び教務主任は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。
- 6 都市政策調整官、参与、参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹、副技監及び教

務主任は、特定の事務に関し所属職員がある場合において市長が必要があると認めるときは、当該職員を指揮監督することができる。

(平23規則37・平25規則4・一部改正)

(主任)

第16条 課等に主任を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。

2 主任は、上司の命を受けて所管の業務を掌理する。

(医監等)

第17条 医療施策に関する特命事項に係る事務を処理させるため、健康福祉部に医監を置き、職員のうちから市長が命じる。

2 財務部技術監理課に検査監を置き、職員のうちから市長が命じる。

(平21規則7・全改、平23規則37・平25規則4・一部改正)

(主務者)

第18条 臨時又は特定の事務については、特に主務者を定めて処理させることができる。

(グループ制)

第19条 課等の分掌事務を処理するため、課長は、グループを置くことができる。

2 グループにグループ長を置き、グループ長は、主幹、技監、副主幹、副技監及び教務主任の職にある職員のうちから課長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、課長が特に必要があると認めるときは、専門監の職にある職員にグループ長の事務を取り扱わせることができる。

(平20規則7・一部改正)

(兼務)

第20条 財務部市民税課の職員で、その所管に係る税に関する証明に関する事務を行うものは、辞令書によることなく、財務部収納対策課の職員の職を兼ね、市税及び個人県民税の収納に係る証明に関する事務を行うものとする。

2 財務部資産税課の職員で、北区又は天竜区の区域内に所在する勤務場所に勤務するものは、辞令書によることなく、財務部市民税課及び収納対策課の職員の職を兼ねるものとする。

3 財務部収納対策課の職員で、市税及び個人県民税の収納に係る証明に関する事務を行うものは、辞令書によることなく、財務部市民税課の職員の職を兼ね、その所管に係る税に関する証明に関する事務を行うものとする。

4 健康福祉部障害保健福祉課の職員は、辞令書によることなく、健康福祉部保健所保健

総務課の職員の職を兼ね、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請、届出等の受付等に係る事務を行うものとする。

- 5 健康福祉部保健所浜北支所の職員は、辞令書によることなく、都市整備部動物園の職員の職を兼ね、動物の愛護及び管理に係る事務を行うものとする。
- 6 産業部農業振興課の職員で、北区、浜北区又は天竜区の区域内に所在する勤務場所に勤務するものは、辞令書によることなく、産業部農地整備課、農地利用課及び林業振興課の職員の職を兼ねるものとする。
- 7 産業部農地利用課の職員で、北区又は浜北区の区域内に所在する勤務場所に勤務するものは、辞令書によることなく、産業部農業振興課、農地整備課及び林業振興課の職員の職を兼ねるものとする。
- 8 都市整備部動物園の職員で、動物愛護教育センターが所掌する事務を行うものは、辞令書によることなく、健康福祉部保健所保健総務課の職員の職を兼ね、狂犬病予防に係る事務及びその総括並びに化製場等に係る事務及びその総括に関する事務を行うものとする。
- 9 次の表の左欄に掲げる区役所の課の職員は、辞令書によることなく、同表の中欄に掲げる課等の職員の職を兼ね、同表の右欄に掲げる事務を行うものとする。

区役所の課	課等	事務
中区役所健康づくり課 東区役所健康づくり課 西区役所健康づくり課 南区役所健康づくり課	健康福祉部保健 所生活衛生課	感染症の対策（肝炎治療特別促進事業に限る。）に係る申請の受付に関すること。
北区役所健康づくり課 天竜区役所健康づくり 課	健康福祉部保健 所浜北支所	感染症の対策（肝炎治療特別促進事業に限る。）に係る申請の受付に関すること。

- 10 東、西、南及び浜北区役所の区民生活課の職員で、税の申告書及び届出書等の受付に関する事務を行うものは、辞令書によることなく、財務部市民税課の職員の職を兼ねるものとする。

（平21規則7・全改、平22規則5・平23規則37・平24規則10・平24規則66・平25規則4・平26規則8・平26規則87・平27規則84・平29規則5・一部改正）

（佐久間病院）

第21条 佐久間病院の分掌事務の概目、職制等は、別に定める。

(細目)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 浜松市保健環境研究所に関する規則（平成15年浜松市規則第46号）

(2) 浜松市新清掃工場水泳場建設事務局に関する規則（平成15年浜松市規則第47号）

3 浜松市佐久間病院に関する規則（平成18年浜松市規則第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年6月29日浜松市規則第99号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年7月13日浜松市規則第107号）

この規則は、平成19年7月20日から施行する。

附 則（平成19年9月21日浜松市規則第110号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日浜松市規則第118号抄）

1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市規則第7号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成19年浜松市規則第118号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年6月12日浜松市規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月26日浜松市規則第77号）

1 この規則は、平成20年9月1日から施行する。

2 浜松市公印規則（昭和28年浜松市規則第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第83号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日浜松市規則第93号）

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年3月24日浜松市規則第7号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項建築住宅部の項建築行政課の項の改正規定は同年6月4日から、同条第1項建築住宅部の項住宅課の項の改正規定は同年7月1日から施行する。
- 2 浜松市河川法施行細則（昭和49年浜松市規則第73号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成21年6月17日浜松市規則第60号）抄

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年8月25日浜松市規則第63号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日浜松市規則第82号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日浜松市規則第5号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年3月31日浜松市規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市規則第41号）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表の2の表の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日浜松市規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月24日浜松市規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
(浜松市緊急経済対策事業本部に関する規則の廃止)
- 2 浜松市緊急経済対策事業本部に関する規則(平成21年浜松市規則第18号)は、廃止する。
(浜松市公告式規則の一部改正)
- 3 浜松市公告式規則(平成17年浜松市規則第140号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(浜松市区役所事務分掌規則の一部改正)
- 4 浜松市区役所事務分掌規則(平成19年浜松市規則第4号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(浜松市区における総合行政の推進に関する規則の一部改正)
- 5 浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(浜松市庁議等に関する規則の一部改正)
- 6 浜松市庁議等に関する規則(平成11年浜松市規則第70号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(浜松市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部改正)
- 7 浜松市特定非営利活動促進法施行条例施行細則(平成19年浜松市規則第36号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(浜松市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)
- 8 浜松市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年浜松市規則第8号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条

例施行規則（平成19年浜松市規則第118号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜松市景観条例施行規則の一部改正）

10 浜松市景観条例施行規則（平成20年浜松市規則第102号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（浜松市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

11 浜松市屋外広告物条例施行規則（平成17年浜松市規則第138号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年3月23日浜松市規則第10号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成19年浜松市規則第118号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第58号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月22日浜松市規則第66号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日浜松市規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項健康福祉部の項障害保健福祉課の項の改正規定は平成24年10月1日から、同条第1項市民部の項市民生活課の項の改正規定は同年12月29日から施行する。

附 則（平成24年10月29日浜松市規則第77号）

この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行の日（平成24年12月4日）から施行する。

附 則（平成25年3月22日浜松市規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項市民部の項ユニバーサル社会・男女共同参画推進課の項及び文化政策課の項並びに別表の2ユニバーサル社会・男女共同参画推進課の項の改正は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成25年6月14日浜松市規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月13日浜松市規則第68号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項子ども家庭部の項子育て支援課の項の改正は、同月3日から施行する。

附 則（平成26年3月24日浜松市規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日浜松市規則第40号抄）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月20日浜松市規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月13日浜松市規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日浜松市規則第65号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日浜松市規則第87号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日浜松市規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月19日浜松市規則第84号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（浜松市区役所事務分掌規則の一部改正）

第2条 浜松市区役所事務分掌規則（平成19年浜松市規則第4号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

(浜松市区における総合行政の推進に関する規則の一部改正)

第3条 浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市市政運営会議等に関する規則の一部改正)

第4条 浜松市市政運営会議等に関する規則(平成11年浜松市規則第70号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市副市長の事務分担に関する規則の一部改正)

第5条 浜松市副市長の事務分担に関する規則(平成19年浜松市規則第106号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第6条 浜松市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年浜松市規則第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市公有財産管理規則の一部改正)

第7条 浜松市公有財産管理規則(昭和39年浜松市規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市庁舎等管理規則の一部改正)

第8条 浜松市庁舎等管理規則(昭和39年浜松市規則第43号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月24日浜松市規則第10号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 浜松市河川法施行細則(昭和49年浜松市規則第73号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成28年9月21日浜松市規則第71号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日浜松市規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月16日浜松市規則第63号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日浜松市規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年6月1日から、第3条の規定は同年12月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日浜松市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日浜松市規則第2号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日浜松市規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（平20規則7・平20規則77・平21規則7・平21規則63・平22規則5・平22規則41・平23規則37・平24規則10・平24規則56・平24規則57・平24規則66・平25規則4・平25規則50・平25規則68・平26規則8・平27規則21・平27規則84・平28規則10・平28規則71・平29規則5・平30規則3・平31規則4・一部改正）

1 担当部長

部	担当部長	担当事務
財務部	税務担当部長	税務総務課、市民税課、資産税課及び収納対策課の分掌事務
市民部	文化振興担当部長	創造都市・文化振興課、スポーツ振興課、文化財課、美術館及び中央図書館の分掌事務
健康福祉部	医療担当部長	健康医療課、精神保健福祉センター、看護

		専門学校、保健環境研究所、病院管理課、佐久間病院及び健康増進課の分掌事務
産業部	観光・ブランド振興担当部長	観光・シティプロモーション課の分掌事務
	農林水産担当部長	農業水産課、中央卸売市場、食肉地方卸売市場、農業振興課、農地整備課、農地利用課及び林業振興課の分掌事務
都市整備部	花みどり担当部長	緑政課、動物園、公園課及び公園管理事務所の分掌事務

2 担当課長

課	担当課長	担当事務
危機管理課	津波対策担当課長	津波対策の推進及び総合調整に関すること。
企画課	大都市制度・広域行政担当課長	(1) 大都市制度の調査及び研究に関すること。 (2) 指定都市市長会等に関すること。 (3) 地方分権の推進に関すること。 (4) 広域行政に関すること。
人事課	人材開発担当課長	職員の研修に係る事務並びにその企画及び調整に関すること。
政策法務課	経営推進担当課長	(1) 行財政改革に係る事務の総括に関すること。 (2) 事務改善の企画及び指導に関すること。 (3) 外郭団体関与の総括に関すること。 (4) 附属機関の総括に関すること。 (5) 内部統制制度の総括に関すること。 (6) 外部監査制度に関すること。 (7) 行政不服審査会に関すること。
アセットマネジメント推進	庁舎・資産管理担当課長	(1) 普通財産の取得、管理、処分及び調整に関すること。

課		<ul style="list-style-type: none"> (2) 公有財産台帳の整理に関すること。 (3) 市有財産の保険及び共済に関すること。 (4) 本庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の部課の配置に関すること。 (5) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。 (6) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区との総合調整に関すること。
市民生活課	戸籍・住基担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等に係る区役所事務の総括に関すること。 (2) 旅券の申請、交付等に係る事務の総括に関すること。
創造都市・文化振興課	創造都市推進担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 創造都市の推進及び総合調整に関すること。 (2) 市民文化創造拠点施設及び音楽文化の振興のための施設の整備に関すること。
	生涯学習担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。 (2) 生涯学習施設の総括に関すること。 (3) 浜松科学館に関すること。
スポーツ振興課	スポーツコミッション推進担当課長	スポーツ行事の誘致等に関すること。
福祉総務課	指導監査担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。 (2) 社会福祉施設の指導監査に関すること。
障害保健福祉課	精神保健福祉担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に係る事務及びその総括に関すること。

		<p>(2) こころの健康相談に関すること。</p> <p>(3) 障がい者自立支援協議会地域移行・定着専門部会に関すること。</p> <p>(4) 精神保健福祉審議会に関すること。</p>
高齢者福祉課	医療・介護推進担当課長	<p>(1) 高齢者の保健福祉に係る総合相談の総括に関すること。</p> <p>(2) 地域支援事業に係る事務の総括に関すること。</p> <p>(3) 在宅医療と介護との連携の推進に関すること。</p> <p>(4) 地域包括支援センターに係る事務の総括に関すること。</p> <p>(5) 高齢者の虐待防止に係る事務の総括に関すること。</p> <p>(6) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。</p>
生活衛生課	食品衛生担当課長	<p>(1) 食品衛生に係る事務及びその総括に関すること。</p> <p>(2) 栄養の改善に係る事務及びその総括に関すること。</p>
幼児教育・保育課	幼児教育指導担当課長	幼児教育及び保育に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
廃棄物処理課	収集業務担当課長	<p>(1) 一般廃棄物の処理に係る事務及びその総括に関すること。</p> <p>(2) ごみ集積所の適正管理の総括に関すること。</p> <p>(3) 北部収集窓口センターに関すること。</p>
	新清掃工場建設担当課長	新清掃工場の整備に関すること。
産業総務課	雇用・労政担当課長	(1) 勤労者の福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 雇用の促進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。 (3) 経済対策に関すること。 (4) 公共職業安定所との一体的な行政サービスの提供に関すること。 (5) 勤労会館及び勤労青少年ホームに関すること。 (6) 労働教育協議会に関すること。 (7) 公益財団法人浜松市勤労福祉協会との総合調整に関すること。
産業振興課	商業振興担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商業振興の基本的施策の企画、調整及び実施に関すること。 (2) 地場産業の振興に関すること。 (3) 中心市街地活性化施策の総合調整に関すること。 (4) 大型集客施設の立地に関すること。 (5) 商店街の活性化に関すること。 (6) 総合産業展示館及びギャラリーモールに関すること。 (7) 商業集積審議会及び大規模小売店舗立地審議会に関すること。 (8) 株式会社なゆた浜北との総合調整に関すること。
観光・シティプロモーション課	海外戦略担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 産業分野における海外展開の調整に関すること。 (2) 外国人観光客誘致の推進に関すること。
農地整備課	国営事業推進担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地改良法の施行に係る事務に関すること。 (2) 国営三方原用水事業、国営天竜川下流用水事業及び国営浜名湖北部用水事

		業に係る事務に関すること。
道路企画課	交通安全対策担当課長	(1) 交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。 (2) 交通安全施設の整備事業及び交通安全対策事業の総括に関すること。 (3) 交通安全対策会議に関すること。

○浜松市区役所事務分掌規則

平成19年2月1日

浜松市規則第4号

改正 (略)

令和2年3月24日浜松市規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第3条に規定する区役所の組織及びその分掌事務等について必要な事項を定める。

(平24規則11・一部改正)

(課)

第2条 区役所に次の表に掲げる課を置く。

区役所	課
中区役所	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課 社会福祉課 生活福祉課 長寿保険課 健康づくり課
東区役所	区振興課 区民生活課 社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
西区役所	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課 社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
南区役所	区振興課 区民生活課 社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
北区役所	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課 社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
浜北区役所	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課 社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
天竜区役所	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課 社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課

(平20規則9・全改、平21規則8・平22規則7・平23規則5・平24規則11・平24規則66・平27規則22・一部改正)

(出先機関)

第3条 次の表の左欄に掲げる区役所に同表の右欄に掲げる第1種出先機関を置く。

区役所	第1種出先機関
西区役所	協働センター（舞阪協働センター）
北区役所	協働センター（引佐協働センター 三ヶ日協働センター）
天竜区役所	協働センター（春野協働センター 佐久間協働センター 水窪協働センター 龍山協働センター）

2 次の表の左欄に掲げる区役所の同表の中欄に掲げる課及び第1種出先機関に同表の右欄に掲げる第2種出先機関を置く。

区役所	課及び第1種出先機関	第2種出先機関
中区役所	区振興課	協働センター（東部協働センター 富塚協働センター 高台協働センター 西部協働センター 佐鳴台協働センター 北部協働センター 県居協働センター 南部協働センター 中部協働センター 曳馬協働センター）
	区民生活課	協働センター（東部協働センター 富塚協働センター 高台協働センター 佐鳴台協働センター 県居協働センター 曳馬協働センター） 市民サービスセンター（北部市民サービスセンター 駅前市民サービスセンター 高丘葵市民サービスセンター）
	まちづくり推進課	協働センター（東部協働センター 富塚協働センター 高台協働センター 西部協働センター 佐鳴台協働センター 北部協働センター 県居協働センター 南部協働センター 中部協働センター 曳馬協働センター）
東区役所	区民生活課	協働センター（蒲協働センター 天竜協働センター 長上協働センター 笠井協働センター 積志協働センター）
西区役所	区振興課	協働センター（神久呂協働センター 入野協働センター 伊佐見協働センター 和地協働センター 庄内協働センター 篠原協働センター 雄踏協働センター）

	区民生活課	協働センター（神久呂協働センター 入野協働センター 伊佐見協働センター 和地協働センター 庄内協働センター 篠原協働センター）
	まちづくり推進課	協働センター（神久呂協働センター 入野協働センター 伊佐見協働センター 和地協働センター 庄内協働センター 篠原協働センター 雄踏協働センター）
南区役所	区民生活課	協働センター（南陽協働センター 五島協働センター 白脇協働センター 新津協働センター 可美協働センター） 市民サービスセンター（可美市民サービスセンター 飯田市民サービスセンター）
北区役所	区振興課	協働センター（三方原協働センター 都田協働センター 細江協働センター）
	区民生活課	協働センター（三方原協働センター 都田協働センター） 市民サービスセンター（新都田市民サービスセンター）
	まちづくり推進課	協働センター（三方原協働センター 都田協働センター 細江協働センター）
浜北区役所	区振興課	協働センター（北浜南部協働センター 浜名協働センター 中瀬協働センター 籠玉協働センター）
	区民生活課	協働センター（北浜南部協働センター 浜名協働センター 中瀬協働センター 籠玉協働センター） 市民サービスセンター（赤佐市民サービスセンター）
	まちづくり推進課	協働センター（北浜南部協働センター 浜名協働センター 中瀬協働センター 籠玉協働センター） 浜北地域活動・研修センター
天竜区役所	区振興課	協働センター（二俣協働センター） ふれあいセンター（光明ふれあいセンター 竜川ふれあ

	いセンター 熊ふれあいセンター 上阿多古ふれあいセンター 下阿多古ふれあいセンター)
区民生活課	ふれあいセンター (竜川ふれあいセンター 熊ふれあいセンター 上阿多古ふれあいセンター 下阿多古ふれあいセンター) 市民サービスセンター (鹿島市民サービスセンター)
まちづくり推進課	協働センター (二俣協働センター) ふれあいセンター (光明ふれあいセンター 竜川ふれあいセンター 熊ふれあいセンター 上阿多古ふれあいセンター 下阿多古ふれあいセンター)
佐久間協働センター	ふれあいセンター (浦川ふれあいセンター 山香ふれあいセンター 城西ふれあいセンター)
龍山協働センター	市民サービスセンター (龍山北市民サービスセンター)

(平24規則11・追加、平25規則5・平27規則22・一部改正)

(区役所の課の分掌事務)

第4条 第2条に規定する各区役所の課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。

区振興課

- (1) 防災行政無線、防災施設及び防災資機材の維持管理等に関すること。
- (2) 防災意識その他の危機管理(市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。)に係る意識の普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (3) 自主防災組織に係る事務に関すること。
- (4) 災害対策本部、地震災害警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部に関すること。
- (5) 区における事務事業の総合調整に関すること。
- (6) 広聴及び広報に係る事務に関すること。
- (7) 窓口の案内業務に関すること(東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。)
- (8) 区政の情報の収集及び発信に関すること。
- (9) 区に係る広報紙の編集に関すること。
- (10) 生活情報基盤の整備に関すること(北及び天竜区役所に限る。)

- (11) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (12) 区の行政区域に係る事務に関すること。
- (13) 市町村合併等に伴う証明書の発行に関すること。
- (14) 文書の管理に関すること。
- (15) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (16) 住居表示に係る事務に関すること。
- (17) 統計の実施に関すること。
- (18) 区役所で所管する財産の管理等に関すること。
- (19) 区役所庁舎等の整備及び維持管理並びに庁舎内の課の配置に関すること。
- (20) 庁用自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- (21) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区に関すること（浜北区役所に限る。）。
- (22) 工事その他の請負契約、物品の購入及び修繕等に関すること。
- (23) 区役所における業務委託契約及び賃貸借契約の総括に関すること。
- (24) 不用品の処分に関すること。
- (25) 市民安全に係る事務の実施に関すること。
- (26) 暴力追放運動に係る事業の実施に関すること。
- (27) 区における市民協働に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (28) 区の振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (29) 区における総合行政の推進に関すること。
- (30) 中山間地域の振興に関すること（北及び天竜区役所に限る。）。
- (31) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (32) 地縁による団体の認可に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (33) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (34) 区内のコミュニティの推進に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (35) 区協議会に関すること。
- (36) 区振興課に置かれる第2種協働センター（第2種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）に関すること（中、西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (37) 区振興課に置かれるふれあいセンターに関すること（天竜区役所に限る。）。

- (38) ユニバーサルデザインの普及及び啓発に係る事務の実施に関すること。
- (39) 区内の男女共同参画の啓発に関すること。
- (40) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (41) 区における観光宣伝に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (42) 観光施設等の維持管理に関すること（南区役所に限る。）。
- (43) 農業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (44) 林業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (45) 鳥獣の保護及び有害鳥獣対策に係る相談、苦情等に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (46) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (47) 公共交通事業に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (48) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (49) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (50) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (51) 都市公園等に係る連絡調整に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (52) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (53) 第1種協働センター（第1種出先機関である協働センターをいう。以下同じ。）との連絡調整に関すること（西、北及び天竜区役所に限る。）。
- (54) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- (55) 区役所の予算及び決算の総括に関すること。
- (56) 区役所内の総合調整に関すること。
- (57) 他の課に属しないこと。

区民生活課

- (1) 税の申告書及び届出書等の受付に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付、返納等に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。

- (3) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること。
- (4) 土地家屋縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳等の閲覧に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (5) 市税及び国民健康保険料の収納等に関すること（東、西、南及び浜北区役所に限る。）。
- (6) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービスに関すること。
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関すること。
- (8) 旅券の申請、交付等に係る事務に関すること。
- (9) 広域行政窓口サービスに関すること。
- (10) 区内の第1種協働センターにおける市民窓口サービスに係る事務の総括に関すること（西、北及び天竜区役所に限る。）。
- (11) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関すること（中、西、北及び浜北区役所に限る。）。
- (12) 区民生活課に置かれるふれあいセンターに関すること（天竜区役所に限る。）。
- (13) 市民サービスセンターに関すること（中、南、北、浜北及び天竜区役所に限り、他の所管に係るものを除く。）。
- (14) 埋火葬、斎場火葬利用及び改葬の許可に係る事務に関すること。
- (15) 墓園、墓地及び納骨堂の利用に係る事務に関すること。
- (16) 簡易な市民相談、交通事故相談、消費生活相談等に関すること。
- (17) 法律相談の連絡調整に関すること（北及び天竜区役所に限る。）。
- (18) 行政相談委員との連絡調整に関すること。
- (19) 区における市民協働に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (20) 区内の地域住民組織との連絡調整に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (21) 地縁による団体の認可に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (22) 防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (23) 区内のコミュニティの推進に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (24) 区内の成人式に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (25) 区民生活課に置かれる第2種協働センターに関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (26) 文化事業等の企画及び実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。

- (27) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (28) 文化団体等との連絡調整に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (29) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (30) 小・中学校スポーツ施設の利用に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (31) 公益財団法人浜松市体育協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (32) 狂犬病予防に係る事務に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (33) 動物の愛護及び管理に係る事務に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (34) 衛生害虫等の防除に係る相談に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (35) 地域における環境施策に係る事務に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (36) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (37) ごみ減量施策の実施に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (38) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (39) 連絡ごみの収集に係る相談等に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (40) 不法投棄物に係る対応に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (41) 環境美化活動に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (42) 死犬猫等の処理に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (43) 浄化槽に係る事務に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (44) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (45) 臨時運行許可に関すること（東及び南区役所に限る。）。
- (46) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関すること（東及び南区役所に限る。）。

まちづくり推進課

- (1) 地域の振興に係る事業の実施及び支援に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (2) 区内の成人式に関すること。
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) 生涯学習の推進に係る事業の企画及び実施に関すること。

- (5) 文化団体等との連絡調整に関する事。
- (6) スポーツ振興に係る事業の企画及び実施に関する事。
- (7) 小・中学校スポーツ施設の利用に関する事。
- (8) 公益財団法人浜松市体育協会及び区内のスポーツ振興団体との連絡調整に関する事。
- (9) まちづくり推進課に置かれる第2種協働センターに関する事。
- (10) まちづくり推進課に置かれるふれあいセンターに関する事（天竜区役所に限る。）。
- (11) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (12) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (13) 衛生害虫等の防除に係る相談に関する事。（西、北及び天竜区役所に限る。）
- (14) 地域における環境施策に係る事務に関する事。
- (15) 希少動植物等の保護及び里山保全等の事業の実施に関する事。
- (16) 大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る緊急時等の初期対応に関する事（北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (17) 地下水の保全対策に関する事（北区役所に限る。）。
- (18) ごみ減量施策の実施に関する事。
- (19) 家庭から排出される廃棄物に係る相談、指導等に関する事。
- (20) 連絡ごみの収集に係る相談等に関する事。
- (21) 不法投棄物に係る対応に関する事。
- (22) 環境美化活動に関する事。
- (23) 死犬猫等の処理に関する事。
- (24) 浄化槽に係る事務に関する事。
- (25) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の連絡調整に関する事。
- (26) 産業廃棄物に係る相談及び苦情の受付並びに初期調査に関する事（北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (27) 商工業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関する事。
- (28) 臨時運行許可に関する事。
- (29) 雇用の促進に係る相談等に関する事（浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (30) 区内の商工業関係団体及び観光関係団体との連絡調整に関する事（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。

- (31) 浜北地域活動・研修センターに関すること（浜北区役所に限る。）。
- (32) 区における観光宣伝に関すること。
- (33) 観光施設等の維持管理に関すること。
- (34) 農業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること（西区役所に限る。）。
- (35) 林業の振興に係る申請の受付、相談及び調査に関すること（西区役所に限る。）。
- (36) 鳥獣の保護及び有害鳥獣対策に係る相談、苦情等に関すること（中及び西区役所に限る。）。
- (37) 都市計画に係る地図の販売に関すること。
- (38) 地価公示及び地価調査の台帳等の閲覧に関すること。
- (39) 公共交通事業に関すること。
- (40) 公共交通空白地有償運送事業に関すること（北及び天竜区役所に限る。）。
- (41) 花と緑のまち・浜松の推進に係る事業の実施に関すること。
- (42) 緑地の保全及び緑化の推進に係る受付等に関すること。
- (43) 自然公園及び自然環境保全地域内における建築行為等の許可等に関すること（西、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (44) 生産緑地地区指定の相談、受付等に関すること。
- (45) 都市公園等に係る連絡調整に関すること。
- (46) 区内の市営住宅に係る連絡調整に関すること（西、北及び天竜区役所に限る。）。
- (47) 区における交通安全対策の企画、調整及び実施に関すること。

社会福祉課

- (1) 福祉に係る総合的な施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の実施に関すること。
- (3) 生活保護の決定及び実施に関すること（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人等に関すること（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (5) 旅費欠乏者の援護に関すること（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (6) 生活保護法による施設の設置等の相談に関すること（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (7) 生活困窮者自立支援に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に係る事務に関すること。

- (9) 災害見舞及び被災者の援護に関すること。
- (10) 日本赤十字社に係る事業に関すること。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族及び被爆者等の援護に関すること。
- (12) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者の援護に関すること。
- (13) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関すること。
- (14) 人権擁護委員及び保護司に関すること。
- (15) 福祉事務所の庶務に関すること。
- (16) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (17) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（育成医療に係るものを除く。）の施行に係る事務に関すること。
- (18) 身体障害者、知的障害者及び障害児に関する相談に関すること。
- (19) 身体障害者、知的障害者及び障害児の援護に関すること。
- (20) 精神障害者の福祉に係る事務に関すること。
- (21) 障害者の虐待防止に係る事務に関すること。
- (22) 障害を理由とする差別の解消の推進に係る事務に関すること。
- (23) 特別障害者手当、特別児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (24) 心身障害者扶養共済制度に係る事務に関すること。
- (25) 障害支援区分審査会に関すること。
- (26) 児童健全育成事業に関すること。
- (27) 家庭教育の推進に係る事業に関すること。
- (28) 家庭児童相談室に関すること。
- (29) 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務に関すること。
- (30) 児童手当、児童扶養手当等に係る事務に関すること。
- (31) 交通遺児等福祉手当及び遺児等福祉手当に係る事務に関すること。
- (32) 乳幼児、小・中学生、高校生世代及び母子家庭等に対する医療費の助成に係る事務に関すること。
- (33) 婦人相談員に関すること。
- (34) 子ども・子育て支援法の施行に係る事務に関すること。
- (35) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に係る事務に関すること。

(36) 特別保育事業の実施に関する事。

生活福祉課

- (1) 生活保護の決定及び実施に関する事。
- (2) 行旅病人、行旅死亡人等に関する事。
- (3) 旅費欠乏者の援護に関する事。
- (4) 生活保護法による施設の設置等の相談に関する事。

長寿保険課

- (1) 老人福祉法の施行に係る事務に関する事。
- (2) 軽費老人ホームに係る事務に関する事（東、西、南、北、浜北及び天竜区役所に限る。）。
- (3) 高齢者の生きがい事業等に係る事務に関する事。
- (4) 高齢者の保健福祉に係る総合相談に関する事。
- (5) 高齢者の生活支援に係る事務に関する事。
- (6) 地域支援事業に係る事務に関する事。
- (7) 地域包括支援センターに係る事務に関する事。
- (8) 高齢者の虐待防止に係る事務に関する事。
- (9) 介護保険に係る事務に関する事。
- (10) 介護サービスの質の向上及び適正実施指導に関する事。
- (11) 介護認定審査会に関する事。
- (12) 国民健康保険に係る事務に関する事。
- (13) 後期高齢者医療に係る事務に関する事。
- (14) 国民年金に係る事務に関する事。

健康づくり課

- (1) 区における保健医療施策の実施に関する事。
- (2) 医療関係団体との連絡調整に関する事。
- (3) 地域保健活動の実施に関する事。
- (4) 区における保健師の活動の統括に関する事。
- (5) 母子保健に係る事業の実施に関する事。
- (6) 予防接種に係る事務に関する事。
- (7) がん検診等に係る事務に関する事。
- (8) 栄養に係る事業の実施に関する事。

- (9) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関すること。
- (10) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関すること。
- (11) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関すること。
- (12) 難病対策に係る申請の受付等に関すること。
- (13) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関すること。
- (14) 歯科保健事業の実施に関すること。

（平20規則9・平20規則71・平21規則8・平21規則63・平22規則7・平22規則31・平22規則42・平23規則5・平23規則37・一部改正、平24規則11・旧第3条繰下・一部改正、平24規則57・平24規則58・平24規則66・平24規則73・平25規則5・平26規則10・平26規則51・平26規則65・平26規則87・平27規則22・平28規則13・平29規則7・平30規則4・平31規則5・一部改正）

（公の施設の所管）

第5条 次の表の左欄に掲げる区役所の同表の中欄に掲げる課は、前条に掲げるもののほか、同表の右欄に掲げる公の施設（当該区内に所在するものに限る。）を所管する。

区役所	課	公の施設
中区役所	区民生活課	浜松斎場
	まちづくり推進課	浜松文芸館 浜松復興記念館 北部水泳場 武道館 学習等供用施設 文化コミュニティ センター 観光バス公共駐車場
	社会福祉課	福祉館 北星児童館 江西児童館
	長寿保険課	ふれあい交流センターいたや
	健康づくり課	中央保健福祉センター
東区役所	区民生活課	半田山グラウンド 学習等供用施設
	長寿保険課	ふれあい交流センター竜西
	健康づくり課	東部保健福祉センター
西区役所	区民生活課	雄踏斎場
	まちづくり推進課	舞阪総合体育館 雄踏総合体育館 馬郡運動 広場 舞阪乙女園グラウンド 雄踏グラウン ド 舞阪表浜東駐車場 学習等供用施設 雄

		踏文化センター 重要文化財中村家住宅 舞坂宿脇本陣 弁天島海浜公園 渚園 弁天島温泉供給施設 渚園駐車場 弁天島海浜公園駐車場 舞阪表浜駐車場
	長寿保険課	ふれあい交流センター湖東 ふれあい交流センター湖南 ふれあい交流センター舞阪 ふれあい交流センター陽だまり ふれあい交流センターつつじ
	健康づくり課	舞阪保健センター 西部保健センター
南区役所	区振興課	浜松まつり会館
	区民生活課	沖洗運動場 瓜内スポーツ広場 大塚グラウンド 新橋体育センター 遠州灘海浜公園(江之島アーチェリー場) 可美公園(総合センター 野球場 庭球場 球技場 水泳場 弓道場 多目的広場)
	長寿保険課	ふれあい交流センター青龍 ふれあい交流センター江之島 ふれあい交流センター可美
北区役所	区民生活課	三ヶ日斎場
	まちづくり推進課	細江総合体育センター 引佐総合体育館 奥山体育センター 細江総合グラウンド 引佐運動広場 三ヶ日運動場 三ヶ日弓道場 三ヶ日B&G海洋センター 学習等供用施設 みをつくし文化センター 細江農業就業改善センター 引佐多目的研修センター 三ヶ日文化ホール 国民宿舎奥浜名湖 気賀関所
	社会福祉課	三ヶ日総合福祉センター 三ヶ日児童館
	長寿保険課	ふれあい交流センター萩原
	健康づくり課	細江健康センター 引佐健康センター 三ヶ日保健センター 引佐鎮玉診療所 引佐鎮玉診療所 渋川出張診療所 引佐伊平診療所
浜北区役所	区民生活課	浜北斎場

	まちづくり推進課	浜北体育館 浜北総合体育館 サンライフ浜北 浜北温水プール 高菌ゲートボール場 浜北平口サッカー場 浜北武道館 なゆた・浜北 浜北文化センター 浜北温泉施設あらたまの湯 明神池運動公園（野球場 庭球場） 梶池緑地（多目的広場） 天竜川運動公園 御馬ヶ池緑地（多目的広場 庭球場） 天竜川大平運動公園（多目的広場 庭球場 ゲートボール場） 万葉の森公園
	社会福祉課	浜北社会福祉会館
	長寿保険課	ふれあい交流センター浜北
	健康づくり課	浜北保健センター
天竜区役所	区振興課	春野防災センター
	区民生活課	天竜斎場 春野斎場 佐久間・水窪斎場
	まちづくり推進課	白井鐵造記念館 水窪山村開発センター 天竜体育館 水窪総合体育館 龍山健康増進センター 水窪小畑プール 水窪長尾プール 天竜上阿多古運動場 春野総合運動場 春野気田スポーツ広場 水窪グラウンド 龍山総合運動場 天竜庭球場 水窪テニスコート 天竜武道館 佐久間瞑想館 天竜B&G海洋センター 天竜ボート場 天竜壬生ホール 内山真龍資料館 春野文化センター 佐久間歴史と民話の郷会館 水窪文化会館 龍山森林文化会館 天竜自然体験センター湖畔の家 天竜相津マリーナ 船明ダム運動公園（野球場 運動広場）
	社会福祉課	春野福祉センター 天竜児童館
	長寿保険課	水窪高齢者交流センター
	健康づくり課	龍山入浴施設 天竜保健福祉センター 春野健康増進センター 佐久間保健センター 水

	窪保健福祉センター 龍山保健センター 天 竜休日救急診療所 春野歯科診療所
--	--

(平20規則9・旧第7条繰上・一部改正、平20規則22・平20規則81・平20規則85・平21規則8・平22規則7・平23規則37・平24規則11・平24規則56・平25規則5・平26規則10・平26規則67・平27規則22・平28規則13・平28規則76・平28規則81・平29規則7・平29規則64・平31規則5・令元規則39・一部改正)

(区会計管理者の分掌事務)

第6条 区会計管理者の分掌事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 現金(代用納付証券を含む。)、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (2) 三大地財産区、四大地財産区及び赤佐財産区の決算の調製に関すること。(浜北区会計管理者に限る。)
- (3) 源泉徴収等に関すること。
- (4) 在庫物品に関すること。

(平19規則100・一部改正、平20規則9・旧第9条繰上、平21規則8・一部改正、平24規則11・旧第7条繰上、平25規則69・平30規則4・一部改正)

(第2種出先機関の分掌事務)

第7条 第3条第2項に規定する第2種出先機関のうち浜北地域活動・研修センターの分掌事務の概目は、浜北地域活動・研修センターの管理運営に関することとする。

(平20規則9・追加、平21規則8・平22規則7・平23規則5・一部改正、平24規則11・旧第8条繰上・一部改正、平25規則5・一部改正)

(職制)

第8条 区における危機管理の総合調整を行う職として、区危機管理監を置き、当該区役所の区長をもって充てる。

- 2 区役所に副区長を置く。
- 3 課に課長を置く。
- 4 第1種出先機関に所長(以下「第1種出先機関所長」という。)を置く。
- 5 旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区における危機管理の総合調整及び災害対策本部その他の危機に関する対策本部の区本部長の補佐を行う職として、

地域危機管理監を置き、当該区域に所在する第1種協働センターの所長をもって充てる。

6 第2種出先機関に所長（以下「第2種出先機関所長」という。）を置く。

（平20規則9・旧第10条繰上・一部改正、平21規則8・平21規則63・平23規則37・一部改正、平24規則11・旧第9条繰上・一部改正、平25規則5・一部改正）

第9条 課に課長補佐を、第1種出先機関に副所長（以下「第1種出先機関副所長」という。）を置くことができる。

（平20規則9・旧第11条繰上、平24規則11・旧第10条繰上・一部改正、平27規則22・一部改正）

第10条 副区長、課長等（課長及び第1種出先機関所長をいう。以下同じ。）、課長補佐等（課長補佐及び第1種出先機関副所長をいう。以下同じ。）及び第2種出先機関所長は、職員のうちから市長が命じる。

2 前項の規定にかかわらず、区振興課又は区民生活課に置かれる第2種協働センターの所長は、当該第2種協働センターと同一の名称の第2種協働センターであって、まちづくり推進課に置かれるものの所長をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、区振興課又は区民生活課に置かれるふれあいセンターの所長は、当該ふれあいセンターと同一の名称のふれあいセンターであって、まちづくり推進課に置かれるものの所長をもって充てる。

4 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる市民サービスセンターの所長は、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

市民サービスセンター	職
赤佐市民サービスセンター	浜北地域活動・研修センター所長
鹿島市民サービスセンター	天竜区役所区民生活課長
龍山北市民サービスセンター	龍山協働センター所長

5 副区長、課長等、課長補佐等及び第2種出先機関所長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（平24規則11・全改・旧第11条繰上、平25規則5・平27規則22・一部改正）

第11条 区会計管理者は、当該区役所の区振興課長をもって充てる。

2 区会計管理者を補助する職員は、当該区役所の区振興課の職員のうちから当該区会計管理者が指名する者をもって充てる。

3 区会計管理者は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、前項の職員を指揮監督する。

(平20規則9・旧第13条繰上・一部改正、平22規則7・一部改正、平24規則11・旧第12条繰上)

(職務代理)

第12条 区長に事故があるときは、副区長がその職務を代理する。

2 副区長に事故があるときは、主管の課長等がその職務を代理する。

3 課長等に事故があるときは、課長補佐等が、課長補佐等を置かないときは、主管の第2種出先機関所長がその職務を代理する。

4 課長補佐等に事故があるときは、主管の第2種出先機関所長がその職務を代理する。

(平20規則9・旧第14条繰上・一部改正、平24規則11・旧第13条繰上・一部改正、平25規則5・一部改正)

第13条 区会計管理者に事故があるときは、あらかじめ区会計管理者が指名する者がその職務を代理する。

(平20規則9・旧第15条繰上、平24規則11・旧第14条繰上)

(職員の事務分担)

第14条 職員の事務分担は、課長等が定める。

(平20規則9・旧第16条繰上、平24規則11・旧第15条繰上・一部改正)

(参与等)

第15条 区役所に参与、参事、副参事及び専門監を、課等(課及び第1種出先機関をいう。以下同じ。)に主幹、技監、副主幹及び副技監を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。

2 参与、参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。

3 参与、参事、副参事、専門監、主幹、技監、副主幹及び副技監は、特定の事務に関し所属職員がある場合において市長が必要があると認めるときは、当該職員を指揮監督することができる。

(平20規則9・旧第17条繰上・一部改正、平24規則11・旧第16条繰上・一部改正)

(主任)

第16条 課等に主任を置くことができるものとし、職員のうちから市長が命じる。

2 主任は、上司の命を受けて所管の業務を掌理する。

(平20規則9・旧第18条繰上、平24規則11・旧第17条繰上・一部改正)

(主務者)

第17条 臨時又は特定の事務については、特に主務者を定めて処理させることができる。

(平20規則9・旧第19条繰上、平24規則11・旧第18条繰上)

(グループ制)

第18条 課等の分掌事務を処理するため、課長等は、グループを置くことができる。

2 グループにグループ長を置き、グループ長は、主幹、技監、課長補佐、副主幹、副技監及び主任の職にある職員のうちから課長等が指名する。

(平20規則9・旧第20条繰上、平24規則11・旧第19条繰上・一部改正)

(福祉事務所)

第19条 浜松市福祉事務所設置条例(昭和26年浜松市条例第59号)第1条第2項の表の左欄に掲げる福祉事務所は、当該福祉事務所の所管区域を所管する区役所の社会福祉課及び長寿保険課(中区福祉事務所にあつては、社会福祉課、生活福祉課及び長寿保険課)をもって組織する。

2 福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)は、当該区役所の区長をもって充てる。

3 福祉事務所に副所長(以下「福祉事務所副所長」という。)を置き、当該区役所の副区長をもって充てる。

4 福祉事務所副所長は、福祉事務所長の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 福祉事務所長に事故があるときは、福祉事務所副所長がその職務を代理する。

6 福祉事務所副所長に事故があるときは、主管の社会福祉課長又は長寿保険課長(中区福祉事務所にあつては、主管の社会福祉課長、生活福祉課長又は長寿保険課長)がその職務を代理する。

(平20規則9・旧第21条繰上・一部改正、平22規則7・一部改正、平24規則11・旧第20条繰上、平27規則22・一部改正)

(補助執行)

第20条 次の表の左欄に掲げる区の区長は、同表の中欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。

区	事務	職員
東区 西区	第4条区振興課の項第22号から第24号までの事務	中区役所副区長及び区

南区		振興課職員
東区 南区	第4条区振興課の項第25号(空き地の雑草及び空き家等への対応に関する事務を除く。)及び第26号の事務	中区役所副区長及び区振興課職員
東区 南区	第4条区民生活課の項第40号及び第42号の事務	中区役所副区長及びまちづくり推進課職員
西区 北区	第4条まちづくり推進課の項第21号及び第23号の事務(旧浜松西地域自治区及び旧浜松北地域自治区に係るものに限る。)	中区役所副区長及びまちづくり推進課職員

2 区長は、その権限に属する事務のうち次に掲げる事務を、他の区役所(協働センター、ふれあいセンター及び市民サービスセンターを除く。)において同一の事務を担当する職員に補助執行させるものとする。

- (1) 市町村合併等に伴う証明書の交付に関する事。
- (2) 住居表示変更証明書の交付に関する事。
- (3) 地縁団体の認可に係る申請の受付等に関する事。
- (4) 認可地縁団体告示事項証明書の交付に関する事。
- (5) 住民基本台帳法に基づく届出の受付に関する事。
- (6) 戸籍法に基づく証明の交付及び住民基本台帳法に基づく証明に関する事。
- (7) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく届出の受付等に関する事。
- (8) 印鑑登録に関する事。
- (9) 身分証明書等の交付に関する事。
- (10) 電子証明書に関する事。
- (11) 狂犬病予防に係る事務に関する事。
- (12) 動物の愛護及び管理に係る事務に関する事。
- (13) 障害福祉に係る申請の受付等に関する事。
- (14) 精神障害福祉に係る申請の受付等に関する事。
- (15) 児童福祉に係る申請の受付等に関する事。
- (16) 高齢者福祉に係る申請の受付等に関する事。
- (17) 介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等に係る届出等の受付に関する事。

- (18) 小児慢性特定疾病医療支援に係る申請の受付等に関すること。
- (19) 自立支援医療（育成医療に係るものに限る。）、養育医療及び療育医療に係る申請の受付等に関すること。
- (20) 不妊治療等支援事業に係る申請の受付等に関すること。
- (21) 難病対策に係る申請の受付等に関すること。
- (22) 原子爆弾被爆者の健康管理に係る申請の受付に関すること。

3 中、北及び浜北区役所の副区長及び区民生活課職員は、他の区役所の区長の権限に属する事務のうち旅券の申請、交付等に係る事務について、補助執行するものとする。

（平20規則9・旧第22条繰上・一部改正、平21規則8・平21規則63・平22規則7・平23規則5・平23規則37・一部改正、平24規則11・旧第21条繰上・一部改正、平24規則57・平24規則66・平25規則5・平26規則10・平26規則87・平27規則22・平29規則7・平30規則4・平31規則5・一部改正）

（兼務）

第21条 次の表の左欄に掲げる課等の職員のうち、同表の中欄に掲げる事務と同種の事務を行うものは、辞令書によることなく、同表の右欄に掲げる区役所の課の職員の職を兼ねるものとする。

課等	事務	区役所の課
財務部 調達課	第4条区振興課の項第22号から第24号までの事務	中区役所区振興課
市民部 市民生活課	第4条区振興課の項第25号（空き地の雑草及び空き家等への対応に関する事務を除く。）及び第26号の事務	中区役所区振興課
市民部 市民生活課	第4条区民生活課の項第6号の事務（戸籍事務に使用する電子計算機の管理及び戸籍に係る個人情報の保護に関する事務に限る。）	中区役所区民生活課 東区役所区民生活課 西区役所区民生活課 南区役所区民生活課 北区役所区民生活課 浜北区役所区民生活課 天竜区役所区民生活課
健康福祉部	第4条まちづくり推進課の項第11号の事務	中区役所まちづくり推

保健所保健 総務課		進課
健康福祉部 保健所浜北 支所	第4条まちづくり推進課の項第11号及び第12号の 事務	浜北区役所まちづくり 推進課
環境部廃棄 物処理課	(1) 第4条区民生活課の項第40号及び第42号の事 務 (2) 第4条まちづくり推進課の項第21号及び第23 号の事務	中区役所まちづくり推 進課

- 2 健康福祉部保健所保健総務課の職員は、辞令書によることなく、中区役所まちづくり推進課の職員の職を兼ね、第4条まちづくり推進課の項第12号の事務のうち、猫の引取りに係る事務を行うものとする。
- 3 まちづくり推進課の職員で、当該課に置かれる第2種協働センター（西部、北部、南部、中部、雄踏、細江及び二俣協働センターを除く。）に勤務するもの（当該第2種協働センターの所長を除く。）は、辞令書によることなく、その属する区役所の区振興課及び区民生活課の職員の職を兼ねるものとする。
- 4 まちづくり推進課の職員で、当該課に置かれる第2種協働センター（西部、北部、南部、中部、雄踏、細江及び二俣協働センターに限る。）に勤務するもの（当該第2種協働センターの所長を除く。）は、辞令書によることなく、その属する区役所の区振興課の職員の職を兼ねるものとする。
- 5 天竜区役所まちづくり推進課の職員で、当該課に置かれるふれあいセンター（光明ふれあいセンターを除く。）に勤務するもの（当該ふれあいセンターの所長を除く。）は、辞令書によることなく、天竜区役所区振興課及び区民生活課の職員の職を兼ねるものとする。
- 6 天竜区役所まちづくり推進課の職員で、当該課に置かれるふれあいセンター（光明ふれあいセンターに限る。）に勤務するもの（当該ふれあいセンターの所長を除く。）は、辞令書によることなく、天竜区役所区振興課の職員の職を兼ねるものとする。

（平20規則9・旧第23条繰上・一部改正、平21規則8・平21規則63・平22規則7・平22規則42・平23規則37・一部改正、平24規則11・旧第22条繰上・一部改正、平24規則57・平24規則66・平25規則5・平26規則10・平27規則22・平27規則84・平29規則7・平31規則

5・一部改正)

(協働センター等)

第22条 協働センター、ふれあいセンター及び市民サービスセンターの分掌事務の概目等は、別に定める。

(平20規則9・旧第24条繰上、平24規則11・旧第23条繰上・一部改正、平25規則5・一部改正)

(細目)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平20規則9・旧第25条繰上、平24規則11・旧第24条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、浜松市の休日を守る条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項及び浜松市の機関の執務時間を定める規則（平成2年浜松市規則第4号）の規定にかかわらず、区役所区民生活課においては、日曜日（12月29日から翌年の1月3日まで）の日及び市長が定める日を除く。）の午前9時から午前12時まで、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 市民税・県民税に係る課税証明書、所得証明書及び納税証明書の交付に関すること。
 - (2) 戸籍法に基づく証明及び住民票の写しの交付に関すること。
 - (3) 印鑑登録証明に関すること。

(平20規則37・全改、平25規則5・平26規則10・平27規則22・一部改正)

- 3 当分の間、浜松市の休日を守る条例第1条第1項及び浜松市の機関の執務時間を定める規則の規定にかかわらず、区役所区民生活課（中、北及び浜北区役所に限る。）においては、日曜日（12月29日から翌年の1月3日までの日及び市長が定める日を除く。）の午前9時から午前12時まで、旅券の交付に関する事務を行うものとする。

(平21規則63・追加、平25規則5・平26規則10・一部改正)

附 則（平成19年6月29日浜松市規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市規則第9号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日浜松市規則第22号抄）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日浜松市規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月12日浜松市規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第81号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項、附則第5項及び附則第6項の規定は平成21年1月21日から、第3条及び附則第4項の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日浜松市規則第85号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年1月21日から施行する。

附 則（平成21年3月24日浜松市規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月25日浜松市規則第63号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日浜松市規則第7号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 浜松市公告式規則（平成17年浜松市規則第140号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

3 浜松市契約公報発行規則（平成19年浜松市規則第38号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年3月31日浜松市規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市規則第42号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

2 浜松市市民サービスセンター規則（平成19年浜松市規則第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年3月15日浜松市規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第3条まちづくり推進課の項第34号及び第8条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月24日浜松市規則第37号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日浜松市規則第11号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 浜松市市民サービスセンター規則（平成19年浜松市規則第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 3 浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第57号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年6月15日浜松市規則第58号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月22日浜松市規則第66号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日浜松市規則第73号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日浜松市規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日浜松市規則第69号）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 浜松市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年浜松市規則第8号）の一部を次

のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年3月24日浜松市規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月20日浜松市規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日浜松市規則第65号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日浜松市規則第67号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日浜松市規則第87号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日浜松市規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月19日浜松市規則第84号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日浜松市規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月11日浜松市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月13日浜松市規則第81号抄)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日浜松市規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月13日浜松市規則第64号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日浜松市規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月19日浜松市規則第39号）

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（令和2年3月24日浜松市規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。